



たしましては、その意見具申の示された方向に沿いまして法案の作成作業を進めたわけでございます。

したがいまして、確かに御指摘のように、この法案、大店法と商調法と一本の法律にはしておりませんけれども、その意見具申の内容、趣旨といふものは十分織り込んで、それぞれの法律の改正ということを行つておるわけでございまして、また、それによつてその意見具申の趣旨といふのは十分取り入れられているというふうに考えましたので、今回、いま御審議をお願いしているようなかつこうの法案で提出したわけでございます。○清水委員 たとえばいまお話しの中で、小売問

題懇談会の報告あるいは中政審とか産業者の小委員会の意見具申、こういったようなものも勘案をしてというふうに言われているわけであります。が、たとえばそうしたものもあるいは私どものかねてからの主張を通じて申し上げているのは、たとえば大店法、商調法の両法の整合性というものが、たとえばどうも今までしばしば問題になつてゐる。ところが、どうも今までの案を見ておりますと、両法の整合性を図るべきだという意見、主張等をいささか逆手にとられるような形があるのじやないか。たとえば商調法における小売市場の許可制を大店法における届け出制にそろえることによつて整合性を図るなどといふようなことがあつたのでは、むしろ法制度の後退と言わざるを得ないのじやないか。

そうではなくして、国会決議その他の審議を踏まえて、本来規制強化のために、たとえば届け出制よりも許可制の方がより有効なのじやないか、こういう意見が各般にあるわけでありますから、整合性を言われるならば、大型店等が集中的に出店をしてきていることによつて起こつてゐる中小売商業をめぐる厳しい環境あるいは現状といったようなものを正しくとらえて、むしろ逆に、大店舗法をいうところの許可制という形で大型店等の進出の規制強化に役立つような有効なもの、つまりよりペターナーなものにするということが本来あるべき姿ではないかというふうに思うのであります。

○島田政府委員 規制の強化という観点から見れば、これで一体十分できるのかという御趣旨になりますが、どうかと思いますが、御案内のように、今回の改正是、いろいろ議論がございましたけれども、私ども、中小売業者と大型店の関係を考えた場合、問題は、要するに大型店の顧客吸収力というものが周辺の中小売業者に与える影響という点がまず問題にならうか、したがいまして、そういう点からいろいろ考えてみますと、これはいろいろ検討したわけでございますが、ある規模の売り場面積といいますか店舗面積というものが、そこでワシントンショッピングの機能を持つていると、いうようなところが顧客吸引力というものを持つてくる、こういう観点から見ますと、やはり売り場面積といいますか、面積主義というものを採用すべきであろう。その場合に、最近の状況をいろいろ検討し、また実態も検討した結果、五百平米ぐらいというところで顧客吸引力に優位な差が出でてくるというふうに考え、また紛争の実態から見ましても、その辺のところを境にして紛争が多いというところから見まして、大店法を五百平米まで基準面積を引き下げるということにすれば、そういういた制度をとることによりまして、現在起きているいろいろな問題というものは一応カバーしえ得のではないか。さらに、かで加えて、なおかつ個別に問題がある場合には、商調法の体系で処理ができるというふうに考えまして今回の改正を行つたわけございまして、決して今回の改正というのは国会の御決議の趣旨に反するものとは考えておりません。

○清水委員 いまの点は、また中身に入って重ねて触れていくことにしておきます。

さて、大店法の法案に触れながら質問をいたしたいと思います。

まず第一は、調整あるいは勧告期間、このことについてお尋ねをいたします。

たとえば熊本のダイエーの進出等をめぐつても明らかかなように、最近商調協における調整経過を

見ますと、傾向として非常に調整が長引く、結論が出していくくなつていて、という現状だと思いま  
す。そこで、政府も若干勧告期間を延ばそう、とい  
うことを提案をされて、いるわけであります  
が、どうも四カ月にプラス勧告をすることができ  
ない合理的な理由があるときは二カ月延長できま  
る、こういった程度では現状に合わないのでな  
いかと思います。どうも現実に最近の各地の商調  
協の経過を踏まえて考えてみますに、プラス二カ  
月程度の延長ではなかなか合理的な結論が出な  
い、そういう複雑なケースがあるのでないで  
すか。

に不安定な状況に長期間置くということは、一方でそれもまた問題があらうかというふうにも考えられます。したがいまして、今回そういった点も勘案し、かつ調整実態というものの勘案いたしまして、今回のように四ヶ月、さらに必要に応じて二ヶ月というような措置をとれるように改正をしたわけでござります。

私どもいたしましては、小売商業の事業活動の調整という問題を考えました場合に、できるだけ地元で円滑な話し合いが行われるということが望ましいと思いますので、いま言いましたような制度の枠の中で、できるだけ関係者間の合意が早

いまお話をございましたように、最近大規模な売店舗の出店規模が大きくなつてきている、あるいは競争が激しくなつてきているというような状況もございまして、いろいろと各地域で出店をめぐりまして議論がござります。そういう状況から見まして、影響も非常に複雑になつてきておるというような状況でございます。私どもは、従来のそういうふた調整実態というものを勘案いたしまして、今回勧告期間を、従来三月でございましたのを一月延ばして四月ということにし、さらに必要に応じて二カ月を超えない範囲で延長もできるというようなかつこうの措置をとつたわけでござります。

それで十分かというお尋ねでございますが、私どもいたしましては、確かに事案によりましては非常にむずかしい複雑な事案もあるわけでござりますけれども、一方、調整期間というのを余りに長期にとるということは、関係者の関係を非常

づいて時間をかける、審議を尽くす、そして全体の合意を得る、こういう配慮を前提にしないと、やはり審議そのものに無理がかかるて、十分な議を尽くすということすらできないのじやないか。いたずらに利害関係相対立をして、たとえばエキサイトをする、こういうことになつて、合意を得るために努力そのものが行われがたいような結果になる。時間が長いことだけがいいということを私は言うのじやありませんけれども、しかし、さつきも審議官が述べられるように、低成長下を迎えて既存の中大小売商業そのものが非常な困難な状況になつておるわけなのですから、そこへ新たに大店舗等が出店をするというようなことは、まさに容易ならざることなのですね。

こういうことなどを考えますと、私は、いずれにしてもプラス六ヶ月ぐらいの期間の延長といふもののがあつてしかるべきなのじやないか、六ヶ月という数字に段程度の科学的な根拠があるわけじや

○清水委員 まあ、いずれにしても、提案者にここで延長について修正をいたしますというような答えを求ることは、あるいは無理なのかもしませんが、いざにせよ、本委員会の審議を通して延長というような方向が大勢になる場合に努力をしていきたいというふうに考えておるわけですが、ひとつそういうものに沿うてもらいたい、でござります。

○島田政府委員 お答え申上げます。確かにいまお話しのような考え方もあるうかと思いますが、私どもいたしましては、先ほど御説明しましたような考え方で政府案というものを一応つくり上げまして御審議をお願いしておるわけでございます。

なお、御指摘の中にありました話し合いといいますか問題を解決するためには、もちろん、たとえばその審議に必要な資料の充実ですか、あるいは議論を円滑に進めるために一つの判断の基準と申しますか、そういったようなものができることによりましてさらに議論が円滑に進み得るというふうにも考えますので、この点につきましてはそれぞれ別途私どもいたしましては努力をしていきたいと考えておりますが、そういういろいろな方法をとることによりましてできるだけ円滑に、かつ、ある期間内に問題が処理できるよう努めをしていきたいというふうに考えておるわけですが、もちろんそれが可能になつてくるのじやないか、これが限定をされておりますと、たとえば今までにもたくさんの方がありますように、事前商調協の段階で拒否反応が強くあらわれて、かえつてその時間が実質的にはかかる、また調整そのものが混迷を重ねる、こういうふうに思いますから、この点はくどいようであります、私は、合理的な理由のある場合には、プラス二カ月と言わずに、六カ月ぐらいの期間を延長する、この方がよほどべターだ、こう思います。

こういうことを強く希望しておきたいと思いま  
す。

さて、いま商調協の問題についてちょっと触れ  
ましたから、直接大店法とかわり合いがないわ  
けであります。が、一つだけお尋ねをしておきたい  
と思います。

これは中小企業庁長官に聞いた方がいいのかも  
しれませんが、ダイエーの熊本出店を絡んで御承  
知のような大きな問題が起つております。五十  
年の三月に初めて届け出が行われる、これに対し  
て同七月にいわゆるゼロ回答、次いで五十二年の  
四月に第二回目の届け出といいましょうか、商調  
協が開かれ、ダイエーの売り場面積カットとい  
うことを前提にした相談があつたわけであります  
が、これもその年の七月に委員全員で基準面積と  
いうことで結論が出る。さらに、ことしの六月に  
本申請が出てきたわけであります。いままでの  
二度にわたる事前商調協の結論と同様にいわばゼ  
ロ回答。ただ、この場合のゼロ回答といつても、  
基準面積の千五百は認めましよう、こういうこと  
なんでしょう。

にもかかわらず、どうも通産局がこの上積みを  
求めるかのような印象を与える動きをする。ま  
た、たとえば大店審議会についても、多少有類回  
答といいましようか、そういうたよなニユアン  
スの動きもなしとはしない。その結果、結局地元  
商調協に差し戻しというような取り扱いになつて  
いるわけなのであります。いずれにしても、私  
は、審査に当たつて商調協等の意見を聞くからに  
は、当然に慎重審議を尽くして出された意見とい  
うものは尊重すべきものではないのか、こういうう  
ふうに思うのです。ところが、どうも私の承認を  
している限りでは、地元商調協の意見を尊重する  
という態度とは思えない。

そこで私は、この機会に、これにたくさん触れ  
るつもりは無論ありませんけれども、一体通産省  
は審査に当たつて地元商調協の意見を尊重するの  
かしないのか、この辺のところだけ明確にお答え  
をいただきたいと思います。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

法律的に申し上げますと、御案内のように、七条の勧告をする場合に大店審議会に諮問をする、大店審は、これをそれぞれの案件の所在する商工會議所あるいは商工会の意見を聞くということになつております。そこで商工会、商工會議所から意見が出てくる、それを聞いて審議を行う、こういう仕組みになっております。同時に、審議会は、それ以外に、小売業者の団体あるいは消費者の団体その他のもので意見のあるものについては意見を申し述べる機会というのがありまして、それは御案内のとおりでございます。

したがいまして、もちろん、私どもいたしましては、そういうふた法律の趣旨というものに従いまして、それぞれ地元でいろいろ議論をされ、商調協で議論をされた結果というものはきわめて貴重な意見であるということで、審議会においても十分その意見というものの耳を傾けて議論をされるということになつておるというふうに考えております。そういう意見を聞きながら、審議会としては七条に關して公正妥当な審議を行い、大店審として結論を出していく、こういう関係にあらうかと思います。

○清水委員 手続的なことはわかるのですけれども、問題は、この問題について二度、三度にわたって御承知のような地元商調協の慎重な審議が重ねられ、一定の答えが出された、これを上へ上げてきているわけですね。だから、そういう意見と、いうものを尊重されるのかということを私はお尋ねをしたかったわけなんです。その点もう一回、簡潔で一言でいいですから……。

○島田政府委員 お答えいたします。

大店審で審議をされる場合に、そういった地元商調協の意見というものを十分尊重しながら、かつ、審議会としての判断を行つていく、こういうことだと思います。

協あるいはこれから都道府県審議会なり審議をするわけであります。その意見を十分尊重する。こういうことをひとつ確認をしておいていただきたいと思います。

さて次には、十三日の委員会でもかなり問題点として出されておりましたが、七条の例の「削減すべき」という文言に触れてお尋ねをいたしました。もう一回、簡明にひとつ御説明をいただきたいと思します。

○委員長退席、山下(徳)委員長代理着席

○島田政府委員 お答え申し上げます。

現行法では「減少すべき」というふうになつてゐるのを、「削減すべき」というふうに直していふわけござりますが、すでに私ども、現行大店法におきましても、この店舗面積に関する勧告の限度というのは、法律的には、周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認めたときに、そのおそれを除去するためには必要な限度内であれば特にどこまでという制限はない、したがつて、極限としては個別小売業者の店舗面積をゼロまでするということも可能であるというふうな解釈を一応とつておるわけでござります。

ただ、どうも從来の「減少」という文言では意味するところは必ずしも明確ではなくて、ゼロといふことまで含まないのではないかというふうに文章の文言の表現からして疑義を抱く向きもあつたようござりますので、今回の改正に当たつて、その点をもつと明確にするために、「削減」というふうに直したということでございます。

○清水委員 そういう御説明であります。私は、どうも「削減」という文言も、「減少」と比較をして多少強いかもしませんけれども、一目瞭然その意味を読み取るという内容ではないのではないか、こういうふうに思えて仕方がないのです。一々法制局から来て解釈を求めなければならぬといふようなことであつてはならないと私は

思うのです。だれが見てもわかる、そういう規定であるべきだと思います。

特に問題は、既存の中小売業者が、たとえば大店舗の新規出店によってその経営が立ち行かなくなってしまうなどというような場合に、どう規制をするのかということが本法の課題であるべきなんありますから、そうだとすれば、いま御説明のようにゼロもあり得るんだ、こういうふうに言っている。つまり、ゼロとはすなわち出店中止ということを意味するわけですから、そろいとすれば、だれが見てもわかるように、文言を「中止又は一部削減」あるいは「全部又は一部削減」というふうにはつきりさせた方がいいんじゃないか、こう思います。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまの御指摘の点は、読めるとしても、何とい

いますか、一般に何となく読みにくい、したがって、もう少し明瞭に表現したらどうかという御趣旨であろうかと思いますが、この点につきましては、さきに十三日の御審議の際に法制局の方からも御答弁があつたわけでございますが、その法律の表現としていかなる表現をとるのが——その中身は申し上げましたようなことではございませんが、それをいかに表現するかということにつきましては、やはり法律上の表現としての慣行その他あると思いますので、私どもいたしましては、いま申し上げましたような表現で御審議をお願いしているわけでございます。

○清水委員 どうも法文の構成であるとか、法文の表現上適否を言われるというようなニニアンスが強いので、私ははなはだどうかと思うのであります、問題は、ここで求められているものは、法律の体裁ではない中身だと思うのです。だから、仮に他の条文の表現との比較において体裁が整わないからなどというような法技術論といったものにこだわられるのではなくし、これが正しく運用される、これが関係者に正しく理解、受け止められるということを重視して、私が先ほど申し上げたような角度で明確に改めてもらうことがい

いのじやないか、こう思いますが、もう一回ひとつお聞かせください。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

どういう表現が適当かという御議論かと思いまが、繰り返し若干重複して恐縮でございますけれども、従来「減少すべき」という表現でありますけれども、従来「減少すべき」という表現であります。したものを、今回の改正で「削減すべき」というふうに表現を変えたということは、何のために変えたかという点につきましては、先ほど御説明をしたような趣旨でござります。したがいまして、今回そういう趣旨で改正をしたということをございますので、その改正の意味するところは明らかであります。私どもいたしましては、一応政府の立場といたしましては、いま申し上げましたような表現にいたしたわけでござります。

○清水委員 私は、先ほど申し上げたような立場を貢いていくべきだというように考えておりますので、十分その辺を踏まえて最終的な仕上げといふものを政府側でも考えておいていただきたい、

こういうふうに希望をいたしております。

さて、次の点は、法文上直接触れられているわ

けではありませんが、これから申し上げるような

問題をどう対処されるか、お尋ねをしたいと思いま

ます。

それは、たとえばまだ商調協で、商調協と限りませんが、商調協等で調整が進んでいないという段階に大型店の建築着工が行われるというようなケースが問々ございます。現に、過去にもそのことをめぐつて紛争が激化をしたというようなケースも少なくありません。そこで、私に言わせれば、調整のめどが立たない時点で事実をつくらねようとする。それが一つの新しいトラブルの要因にならうといったような場合には、えして有力者あたりが間に立つて、商調協の審議とは別に裏面でいろいろな工作が行われて、たとえば面積を減少するあるいは開店日をずらすというようなことで事実上の調整をするといいましょうか、手を打たせて、不安と心配に駆り立てられている中小売業者を泣き寝入りさせるなんというようなケースがどうもなしとはしない。

ですから、私は、先ほど來言われているよ

うも法の運用面から考えてみても思わしくないことだというふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

建物の着工の問題は、この法律のたてまえでありますと、御承知のように三条で、一の建物であります、今回ですと五百平米を超えるもの的新設をする者というものは、通産大臣に届け出るということになつておるわけでございまして、建築をするかどうかということにつきましては、この法律では制限をしていないというの御承知のとおりでございます。

ただ、実際問題として、建築することによつて何か一つの既成事實をつくるのではないかといふようなことで地元では非常に御心配になり、それでいろいろ地元で問題が起きるということもあります。現にそういうようなケースもあります。現にそういうふうに思っています。私どもいたしましては、一応政府の立場といたしましては、いま申し上げましたような表現にいたしたわけでござります。

さて、次に点は、法文上直接触れられているわ

けではありませんが、これから申し上げるような

問題をどう対処されるか、お尋ねをしたいと思いま

ます。

それは、たとえばまだ商調協で、商調協と限りませんが、現実の問題として、審議会なり商調協がこの調整手続が行われるというかこうになるわけでござりますが、現在のそちらの方の法制と大店法との関係では、これは法の目的その他も違いますので、直接にそれをリンクさせて考えていくといふことは、法制上はむずかしいというふうに思いますが、実際に建物の場合も、三条の建物の場合も、いろいろなケースがございます。場合によりますが、起きたのではない、そういう心配があるのでないか、そういうことについて何らかの指導ができるわけでございます。

○清水委員 そういうお答えになるのじやないかとおもいますが、たとえばまだ商調協で、商調協と限りませんが、現実の問題として、審議会なり商調協がこの調整手續が行われるというかこうになるわけでござりますが、実際に建物の場合も、三条の建物の場合も、いろいろなケースがございます。場合によりますが、たとえば住居兼用の店舗というようなものもござりますし、あるいは建物をつくる段階でいうふうに思つていただけたないといふことは、法文に直接触れることではないのですけれども、何らかの行政指導で建築着工の凍結などといったような事前のチェックといいましょうか、こういったような歯止めをかけることが考えられていいんじやないか、こう思ひますが、いかがでしょ。

まず、先ほどお答えいたしましたように、建築着工の問題ということになりますと、これは現在の建物基準法等でそれぞれ建築設計の確認その他の手續が行われるというかこうになるわけでござりますが、現在のそちらの方の法制と大店法との関係では、これは法の目的その他も違いますので、直接にそれをリンクさせて考えていくといふことは、法文に直接触れることではないのですけれども、何らかの行政指導で建築着工の凍結などといったような歯止めをかけることが考えられていいんじやないか、こう思ひますが、いかがでしょ。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

まず、先ほどお答えいたしましたように、建築

着工の問題ということになりますと、これは現在の建物基準法等でそれぞれ建築設計の確認その他の手續が行われるというかこうになるわけでござりますが、現在のそちらの方の法制と大店法との関係では、これは法の目的その他も違いますので、直接にそれをリンクさせて考えていくといふことは、法文に直接触れることではないのですけれども、何らかの行政指導で建築着工の凍結などといったような歯止めをかけることが考えられていいんじやないか、こう思ひますが、いかがでしょ。

なものがあつていいんじやないか、こう思ひます

が、どうでしよう。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

御指摘のよる御懸念というのは、私もよくわかります。現実問題としてその建物が建つてしまふということになると、何なしにもうそれで一歩既成事ができてしまうのではないかという意味で地元の関係者が非常に不安を持つ、したがつて、そういう状況になるとますます紛争が激化する、何とか方法はないだらうかというお話かと思ひますが、法律のたてまえから申しますと、御案内のように、建物が完成した後でももちろん大店法に従つての調整といふのは行つわけでございませんので、したがいまして、一応その建物をつくるという方は、いわば建物所有者のリスクにおいて話が進むということです。したがいまして、ケース・ペイ・ケースでいろいろ問題はあるかと思ひますが、そういうふたつあるといふのを勧めながら、また地元の実情にもいろいろの問題をとらえておるわけですが、これが店時刻、休業日数だけを取り上げまして、これだけを特別に法定遵守事項とするのは法律全体の体系のバランスから見ても適当ではないのではないか。また、この法律の立て方が、先ほど申しましたように、店舗面積、開店日といふものも含めまして、全体として周辺中小商業への相当程度の影響を及ぼす事業活動の一環としてこの問題をとらえておるわけですが、開店時刻、休業日数だけを取り上げまして、これは、これは要するに、一般的に見てそういう周辺小売商への影響を及ぼすおそれがないといふふうに考えられますので、その分については特に届け出を要しないという趣旨で設けられた規定であるというふうに考えておるわけですが

○島田政府委員 お答え申し上げます。  
御案内のように、現行法では、閉店時刻、休業日数につきましては、法定遵守事項というかつことはなくして、店舗面積あるいは開店日といふのと同じように、個別の調整対象といふ事項にいたしておるわけでございます。

現在の大店法の場合には、御案内のように、昔の百貨店法とは違いまして、各種各様の小売業態

といふものを調整対象にしておるわけでございまして、したがいまして、業態も非常に違いますので、閉店時刻、休業日数といふのを一律に法定遵守事項といふのをとらえておるわけではありませんのは、やはりないか。また、この法律の立て方が、先ほど申しましたように、店舗面積、開店日といふものも含めまして、全体として周辺中小商業への影響を及ぼす事業活動の一環としてこの問題をとらえておるわけですが、開店時刻、休業日数だけを取り上げまして、これは、これは要するに、一般的に見てそういう周辺小売商への影響を及ぼすおそれがないといふふうに考えられますので、その分については特に届け出を要しないという趣旨で設けられた規定であるといふふうに考えておるわけですが

○島田政府委員 それではお尋ねいたしますが、九条の各項に規定されるいわゆる通産省令の定める云々と、まあこういう文言がござりますね。現在省令の中身はどうなつておりますか。

○清水委員 それではお尋ねいたしますが、九条の各項に規定されるいわゆる通産省令の定める云々と、まあこういう文言がござりますね。現在省令の中身はどうなつておりますか。

○島田政府委員 閉店時刻六時、それから休業日数月四日といふことになつておると思います。

○清水委員 省令では、六時閉店、月四日ですか

私は、率直に言つて、小売商業においては閉店時刻と休業日数の占めるウエートといふものは非常に大きいのじやないか、こう思ひます。しかしながら、本条においては具体的に何時とか何日といふふうな触れ方をされていない。あえて避けて通れる、こういう立場をとつております。一方では、閉店時刻なり休業日数を法定したらどうだ、こういう意見が決して少なくないと私は思ひます。大勢ではないかもしませんが、少なくなつて思ひます。

そこで、まず最初に、この法定といふことにつけられたお尋ねをいたしました

○清水委員 いまの点は、今後この法の運用あるいは行政指導等の面でひとつ十分重視をしていただきたいと思ひます。

私は、率直に言つて、小売商業においては閉店時刻と休業日数の占めるウエートといふものは非常に大きいのじやないか、こう思ひます。しかしながら、本条においては具体的に何時とか何日といふふうな触れ方をされていない。あえて避けて通れる、こういう立場をとつております。一方では、閉店時刻なり休業日数を法定したらどうだ、こういう意見が決して少なくないと私は思ひます。大勢ではないかもしませんが、少なくなつて思ひます。

そこで、まず最初に、この法定といふことにつけられたお尋ねをいたしました

○清水委員 いまの点は、今後この法の運用あるいは行政指導等の面でひとつ十分重視をしていただきたいと思ひます。

私は、率直に言つて、小売商業においては閉店時

時刻と休業日数の占めるウエートといふものは非

常に大きいのじやないか、こう思ひます。しかし

ながら、本条においては具体的に何時とか何日とい

ふうな触れ方をされていない。あえて避けて

通れる、こういう立場をとつております。一方

では、閉店時刻なり休業日数を法定したらどう

だ、こういう意見が決して少なくないと私は思ひ

ます。大勢ではないかもしませんが、少なくなつて思ひます。

そこで、まず最初に、この法定といふことにつけられたお尋ねをいたしました

○清水委員 いまの点は、今後この法の運用あるいは行政指導等の面でひとつ十分重視をしていただきたいと思ひます。

私は、率直に言つて、小売商業においては閉店時

時刻と休業日数の占めるウエートといふものは非

常に大きいのじやないか、こう思ひます。しかし

ながら、本条においては具体的に何時とか何日とい

ふうな触れ方をされていない。あえて避けて

通れる、こういう立場をとつております。一方

では、閉店時刻なり休業日数を法定したらどう

だ、こういう意見が決して少なくないと私は思ひ

ます。大勢ではないかもしませんが、少なくなつて思ひます。

そこで、まず最初に、この法定といふことにつけられたお尋ねをいたしました

○清水委員 いまの点は、今後この法の運用あるいは行政指導等の面でひとつ十分重視をしていただきたいと思ひます。

私は、率直に言つて、小売商業においては閉店時

時刻と休業日数の占めるウエートといふものは非

常に大きいのじやないか、こう思ひます。しかし

ながら、本条においては具体的に何時とか何日とい

ふうな触れ方をされていない。あえて避けて

通れる、こういう立場をとつております。一方

では、閉店時刻なり休業日数を法定したらどう

だ、こういう意見が決して少なくないと私は思ひ

は広がるわけだと思います。

「山下(徳)委員長代理退席、委員長着席」

そういう非常に広範な対象というものの中に

は、業態あるいはその地域も、ずいぶん大店舗は

地方にも出ておりますので、地元のそれぞれの地

域の実情といったようなものを考えますと、結局

ごさいます。そしてそれはどういうことかと申し

ますと、七条にありますように、大規模小売店舗

における小売業の事業活動というのがその周辺の

中小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼす

おそれがあるかどうかということで、おそれがあ

る場合にそれを調整をする、こういうことになつ

ておるわけでございますが、閉店時刻、休業日数

につきましても、余りにたとえば閉店時刻が遅い

というようなことで周辺の小売業への影響とい

うものがある場合に、それが調整されるというこ

とにつきましても、余りにたとえば閉店時刻が遅い

この問題をとらえておるわけですが、開店時刻、休業日数だけを取り上げまして、これだけを特別に法定遵守事項とするのは法律全体の体

では、これは要するに、一般的に見てそういう周辺小売商への影響を及ぼすおそれがないといふふうに考えられますので、その分については特に届け出を要しないという趣旨で設けられた規定であ

るというふうに考えております。

○清水委員 それではお尋ねいたしますが、九条

の各項に規定されるいわゆる通産省令の定める

云々と、まあこういう文言がござりますね。現在

省令の中身はどうなつておりますか。

○島田政府委員 それではお尋ねいたしますが、九条

の各項に規定されるいわゆる通産省令の定める

云々と、まあこういう文言がござりますね。現在

省の調査だったと思いますが、その状況が一覽さ

ういうふうに感じられるわけありますが、この

点どういうふうにお考へでしよう。

○島田政府委員 先ほど申し上げましたように、

現在の大店法におきましては、いろいろな業態の

もの、それからまた規模も、いまでも千五百平米

ございますが、今度は五百平米まで引き下げら

れ、さらに規制といいますか、本法の対象の範囲

やはりそういう後ろ向きといいましょうか消極的な態度ではないに私は、この際、一定の指針といいましょうか指導基準といいましょうか、せつなく省令があるわけですから、どうこれを近づけるかというようなことでせつかくの努力がなっていますが、私どもの方としては、今後なおいろいろおっしゃるけれども、現にEC諸国などでは大抵の国が閉店時刻あるいは休業日数の法定化をやっていますね。だから、やる気になればこれはできないことではない。

ただし、同時に考えなければならぬことは、陸の孤島と言われるようなベッドタウン、こういうところの消費者の利便を一体どうするかというようなことを考えれば、必ずしも一律には律しられないから、たとえば経過措置とかあるいは経過期間といったようなものを配慮をしながら、対消費者との調和といったようなものも当然行政の組上に上せて考えられていくべきなんじやないか。こうしたことなどを含めて、私はやはりもうちょっとこの点にはきちっとした方針があつていいのじやないかと思いますが、いかがでしょ。

#### ○島田政府委員 お答え申します。

いまお話をありましたようなお考え方というのも、確かに一つのお考え方であろうかと思います。ただ現在、先ほどから申し上げておりますように、閉店時刻、休業日数の調整につきましては、周辺の中小小売商に及ぼす影響等というものをどう見ていくかという点、それぞれの地域によって実情もいろいろ違うのですから、そういうものについて地元の商調協等で検討を経て、個別にそういう実情に合わせて、周辺小売商への影響がないように配慮しながら調整が行われております。それからまた、先ほど申しましたように、この問題を考えます場合に、その業態、地元商店街の実情、あるいはさきにお話しになりました立地場所というようなものによりましてもいろいろ違つてしまりますので、この問題をどう考えていくか

という点はなかなかむずかしい問題であろうかと思いますが、私どもの方としては、今後なおいろいろ勉強していきたいというふうに考えております。

#### ○清水委員 この点について大臣の御所見を承つておきたいと思うのですが、先ほども申しました

ように、小売商業においては、閉店時刻あるいは経過措置とかあるいは休業日数のいかんが、競争上非常に大きな要素を持つているのじやないかというふうに見ておりまます。通産省としても、公正な競争、秩序で推移をしては、そういう公正でかつ秩序ある競争という観点から言えば、どうもそぐわない結果しか出てこないじやないか。

ですから、これは審議会にかけられるというお話をありますけれども、積極的に中小小売商業のあり方を総合的に勘案する、その一翼としてやはりこの問題も重視をしていただき。とりわけ昨今雇用をめぐる問題も非常に大きな課題になっておるわけですから、そこに働く労働者、従業者の福祉という観点も、大店法ができた際の国会決議でもこれを重視せよとうたっているわけであります。

が、どうもこれが必ずしも重視されていないといふふうに、ひが目ではなく見受けられますから、こういう点と両々相まって何らかの具体的な前進策を図つていただきたい、私はこういうことを特に強く要請しておきたいと思います。よく言われるように、小売商業の近代化が非常におくれていくとともに、零細性が非常に強い、それだけに効率性が低い、こういう克服をしなければならぬネットがたくさんあるわけですが、これを克服する一助にもつながるのじやないか、私はこのように思っていますので、ひとつ御所見をお聞かせいただきたい

でやるかあるいは行政措置で指導していくか、いろいろやり方はありますと思います。ただ今までのところは行政的にこれを指導していく方がよろしくう、こういう判断で進めてまいりたいと考

えています。

#### ○清水委員 それでは、次に移りたいと思います。

私は、冒頭に、第三条の小売市場の許可制を届け出制に後退させたということについて意見を申し上げたのですが、この点は現行を維持しまでもらいたいという考え方を持っています。

が、お答えをいただきたいと思います。

同時に尋ねをしたいことは、御承知のように、昨年の八十回国会での分野調整法の成立を通して、第十四条の二及び第十六条の二から六といふものが追加され、つまり改正を見たわけなのであります。この点について十三日の長官の説明をお聞きしていると、この部分を削除しても大したことない、こういうふうに言われているわけではありませんが、私はいささか納得することができない、こういう気持ちでございます。まず最初に、その辺のところを、十三日に触れられて私も聞いておりますけれども、意のあるところを簡単にもう一回聞かせていただきたいと思います。

○左近政府委員 今回の改正案で商調法の第十四条の二と第十六条の二から六までを削除いたしましたが、この理由は、大店法の今回の改正に関連したということでございまして、大店法の調整対象面積が五百平方メートルを超えるものというところに非常に引き下げられたものでござりますから、從来紛争の対象になつておりましたが、このことについての紛争は第十五条があるからいいじやないか、こうおっしゃるけれども、この第十五条というのは、私が申し上げるまでもなく、大型店とたとえば中小小売商業者の紛争のいわば調整です。つまり、大店法なり分野調整法なりが言わんとしている、そして商調法を昨年改正した条文が言わんとしているのは、小売商業者が大企業の進出によつて著しい影響を受け、そういう事態をどうやつて防ぐか、どうやつて守るかということで大企業の進出を規制しよう、こういう観点なのですから、それと第十五条とは本質が違うのです。片方は、起つている紛争をどうするかだけにすぎない。

ここで重要なことは、影響のある場合には大企業の進出をいかに規制するか、こうしたことですかね。ただしかし、いま審議官も申し述べましたように、御趣旨を生かすにいたしましても、法律

から、私は、十五条が残るからいいじゃないかなんというようなことはとんでもない話であって、十四条の二及び十六条の二から六まではこのまま残すべきである。さもなければ、基準面積以下の進出といったようなものについては恐らく自由になるし、野放し状態になる、それによる影響といふのはもう耐えがたいものになりますせぬか、こういうふうに思うのですが、長官のはつきりした御所信を承りたいと思います。

○左近政府委員 一つは、大店法で基準面積を五百平方メートルを超えるものということにいたしました理由が、從来から、島田審議官から御説明申し上げておりますように、五百平方メートルというふうな面積が、いわば顧客の吸引力その他から見て、大規模店舗と小売店舗の間の差が認められる、つまり力の差が認められるのは五百平米であるということからこの線を切つたというごとでございます。したがいまして、そういう大店法の精神から申しますと、五百平方メートル以下というものは、中小小売店との間の競争力を余り格差がないのではないかというふうな法律的な考え方になつております。したがいまして、そういう法律的な考え方からいいますと、現在の商調法の十五条のあつせん、調停ということで十分ではないか、つまり大体大丈夫なんだけれども、まさかのときに備えて十五条でやる、こういうふうな考え方になるわけでございます。

しかしながら、われわれといいたしましても、大企業の進出が小売商業に大きな影響を及ぼすということは、やはり十分に措置をしなければいけないというふうに考えておりますので、法律的な考え方方はそうでござりますけれども、十五条の運用を十分やりまして、事前にそういう問題が出てきた場合にも何らかの処置をするような形で運用してまいりたいということで、法律のバランスを保ちながら、かつ、この小売業の地位を擁護すること、いうものを貫いていきたいというふうに現在考えておるところでございます。

○清水委員 私は、これ以上議論はいたしません

が、第十四条の二、つまり調査の申し出、それから十六条の二以下六に至るまで、この条項を削るなどというようなことはどういがまんができないという中小商業団体の皆さんとの深刻な心配と意見のあることを、私は、中小小売団体といいまして、立場の長官がわからぬはずはないと思うわけであります。これが見解の相違などとおしゃらかに、ぜひ現行の規定を残すということを通して、不安におののくことのないような状況を確保していく。こういう法制というものを維持していただきたいということを希望しておきます。

さて次に、ついでですからちょっとお尋ねをしたいんですが、商調協の構成については、通達によつてこれがなされているわけありますが、たとえば四十八年の大店法成立の際に、この委員会の附帯決議としている、全文は省略いたしますが、「その従業員の意見が十分反映されるよう措置すること」ということがうたわれておる。ところが、関係労働者を代表する委員といふようなものが加えられていない。たとえば十三日の島田審議官のお答えなどを聞いてみると、直接労働者の労働条件に触れる場ではないから関係がないというような言わわれ方をされておりますが、しかし、今日、さつき申し上げておる閉店時刻一つとってもみても、休業日数を見てみても、また大企業の進出によつて現在の働き場所がどうなるかといふ影響をおもんぱかつてみても、そこに働く労働者には関係ないんだという筋合のものではない、これは大いに深いかかり合いがあるというふうに思つておりますから、まあこれは関係労働組合がないというような地域もあるはずですから、なかなか一律にはできないと思いますが、しかし、そういう代表を参加させ得るという余地を配慮されていいんじゃないか、これが一つ。

それからもう一つは、中央並びに都道府県に設けられる大店審議会、その構成の中にも、これはもうちょっとと包括的な議論もあるはずですから、当然関係労働者の代表委員というようなものを参

○島田政府委員 考えていたただくべきではないか、私はこう思いました。  
お答え申します。

二つ御意見があつたと思いますが、商調協の問題でござりますけれども、御案内のように、ここではいわば大型店が進出した場合のそれに対する調整の場ということで、この商調協というのが非常に重要な役割りを果たしているわけですが、その場合、この調整をしていくに当たりまして、現在の構成というのが一応通達で定められているわけでございます。

お話の、労働者の意見をどこかで反映させるようなことを考へるべきではないかというお尋ねでございますが、私は、全然関係がないというふうに申し上げているわけではございません。ただ、実際問題としてこういった商業調整の場合に、やはり直接に影響を受けるのは周辺の小売業者であり、そこに働く従業員というものは当然それに関係するわけでございますが、そこはいわば労使一体ということで、小売商業者がそれを含めまして議論ができるわけでございますので、制度的にそういうふたかつのいまお尋ねのような構成をとることがいいかどうかという点については、私どももう少し検討してみないといけないのですが、なかなか問題があるんじゃないかというふうに考えております。それで、むしろ直接にはやはりなかなかむずかしいんじゃないだろうかという感じがいたします。

それから、もう一つ審議会の問題でござりますが、私ども、都道府県の審議会につきましては、これは都道府県でどういうような審議会の構成をとるかというのは、直接にはそれぞれの都道府県知事にお任せしているわけでございます。したがいまして、その構成をどうするかという問題もそこで検討されるわけでございますけれども、一般的に言いますと、従来の審議会、大店審の審議の運用の実績等を考えますと、やはりこの審議会の委員というのは、いわば学識経験者と申します

か、中立的な学識経験者で構成するというのが最もいいのではないかと私どもは考えておる次第でござります。

方では、この法律では中小企業の事業機会を確保するというために調整を行なうわけですが、それが、その場合に、中小企業の方としては、単に調整を待つというだけではなくて、積極的に近代化に努力して、全体として小売業がより高い次元で公正な競争が行われるというようになつていくことが望ましいということは、申すまでもないところでございます。

ただ、いまの小売商のいわば近代化の問題といふのは、現在流通近代化というのが非常に要請されておりますが、これは大店法の調整の局面だけ必要というわけではなくて、むしろ非常に大事な問題であり、一般的に強力に推進されるべき性格のものであろうかというふうに思ひますので、この法律の中にその調整との関連でこういう規定を入れるのはいかがであろうかというふうに考えているわけでございます。

○清水委員 時間がありませんから、意見がありますので、お尋ねをしたいと思います。

たとえば先ほど来出でいる分野調整法、大店法、商調法がある。いずれも言つてみれば、大企業の進出から中小企業をどう守るか、こういう性質のものであります。ところが、分野法の方は、中小企業の取引流通課が所管をされる。さらに建設だ、厚生だ、農水だという各主務官庁でそれぞれ窓口を開ける。大店法の方は通産省の商政課、商調法は中小企業局の小売商業課、どうも行政がみんなばらばらになつて、いわゆる一元性といふものを欠いている。このために、法の運用といふものがどうも中小企業者が期待をするような方向に進んでいない。たとえば分野調整法に対する大きな期待があつたけれども、これが生かれないので、いつたきらいが最近随所にあらわれております。

たとえば東食の子会社にアサヒ物産といふのがございますが、さらにこの子会社というのでしょ

うか、ことの五月時点で、東食とアサヒ物産の二分の一ずつの共同出資という形でタイヨー食品という一種の株式会社を、設立をしたわけじやない、定款を変更して発足をした。そしてこの役員には、全部で五人ですけれども、東食関係から一人、アサヒ物産から三人、アサヒ物産の元役員が一人、まさに五人中五人がそれぞれ親企業から兼任をすると、いうような形で出ている。資本金も二分の一ずつ、一〇〇%出資、役員もそつくり親企業から出ていく。わずか三百万円の資本金であつたわけであります。御承知かどうか、二億円の設備投資を行い、これには当然東食が信用担保をしているわけですから、その上でタイヨー食品が日産二万丁の豆腐の生産に乗り出す。

これが実現を見れば、神戸及びその周辺の豆腐業界に大影響を及ぼす。

二万丁といいますと、神戸市及びその周辺の二五%以上のシェアを占める

ことになる。これは大変だというわけで、分野確保協の兵庫県支部が近畿農政局へ五月の末に調査の届け出をする。しかし、担当課長が不在だから受理できないと言われる。六月二日になつてもう一回申し出る。ここでも課長がないということ

で、正式な受理がされない。

ところが、そここうする間に、いよいよ分野確

保協の支部が動き出したなどということを察知し

て、いわばダミー隠しを行う。こういうことで、

出資金も個人出資に変える、役員も親企業の役員

は引き揚げる。この七月ごろからこういうことに

なり、その間に、したがつてこれは大企業あるい

はタミニージやない、だから分野調整法上の問題は

何もない、こういう報告を受けて、結果としてい

ます。

○清水委員 したがいまして、いま御指摘の点もあるうかと

思いますが、やはり法律の規定に基づいて主務大

臣に適切に処理をいただくということをわれわれ

からもういろいろお願ひをしておるわけでございま

すので、今後とも、中小企業者の利益を擁護する

ために十分主務大臣が処置していただけるよう

に、いろいろ連絡をとつてまいりたいというふう

に考えております。

○清水委員 ただ、長官、私、長官の気持ちをお

聞きしたいんだけれども、普通、豆腐屋さんとい

うのは、せいぜい従業員二人か三人で商つて

いるわけなんですが、どうも農林水産省あ

るいは建設省——建設省にまつわる三井不動産の

進出をめぐる問題もあります。私は機会を改めて

これはお尋ねをいたしますけれども、他の官庁

は、通産なり中小企業局と違つて、單に大企業と

中小企業との間の紛争といったような取り扱いでこれを受けとめようとする。そうではないに、既存の中小企業がどういう影響を受けるか、したがつて大企業の進出をどう規制をするかという角度で必ずしもこれが受けとめられていない。

ですから、やはりさつき申し上げたように、中

小企業局なら中小企業局中心に、つまり行政の一

元化といったようなことが強化をされないと、仮

つて、魂入れずの結果になつてしまふのじやな

いか。いまのタイヨー食品の関連も含めて、この

点ひとつ明快なお考えをお聞かせいただきたい、

こう思います。

○左近政府委員 このタイヨー食品の問題については中小企業局も承知をいたしておりますが、分管大臣がその業種、業態の実情を一番よく把握しておるという事から、事業所管大臣が主務大臣として処理をしておるわけでございまして、本件は、いまお話しのとおり、大阪農政局で扱つておるわけでござります。

○左近政府委員 法律上のたてまえは先ほど申し

上げたとおりでござりますけれども、いまお話し

の御趣旨もまことにごもつともでござります。

○左近政府委員 ことに中小企業の利益を擁護するというのが中小企

業の使命でござりますので、主務大臣、主務官

府とも十分御連絡をとつて適切な解決ができるよ

うに、十分な御連絡、御協力を要請するとい

うことをやつていただかないと、あの分野調整法の

意味というものが全くなくなつてしまふのではな

いか、こう思うのですけれども、いかがでしょ

う。

○橋口委員長 長田武士君。

○長田委員 大だいま議題となつております大規

模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関

する法律及び小売商業調整特別措置法の一部を改

正する法律案について、私は、消費者の利益の保

護を前提といたしまして、若干質問をしたいと思

つております。

昭和四十年代の都市公害問題の高まりは、大企業に社会的責任の問題を促しました。低成長時代に移行した五十年代に入り、昨年、中小企業分野調整法が制定されまして、中小企業の機会の適正化という新しい方向づけがなされたにもかかわらず、現在、全国各地で激化する大型店紛争はますますその加速を強めている現状でございます。

こうした産業社会を取り巻く環境の変化は、とりわけ非常に歴史は浅いわけであります。特に競争力に富んだ流通産業の分野では端的にあらわれております。競争と調整の接点をどこに求められるか、そういう問題が大きな課題であります。こ

れるけれども、しかし、周辺の零細な豆腐業者を守る、その著しい影響を防ぐという観点で言えども、もっと積極的なかわり合いを持つ、こういうアサヒ物産から三人、アサヒ物産の元役員が一人、まさに五人中五人がそれぞれ親企業から兼任をすると、いうような形で出ている。資本金も二分の一ずつ、一〇〇%出資、役員もそつくり親企業から出ていく。わずか三百万円の資本金であつたわけであります。御承知かどうか、二億円の設備投資を行い、これには当然東食が信用担保をしているわけですから、その上でタイヨー食品が日産二万丁の豆腐の生産に乗り出す。

これが実現を見れば、神戸及びその周辺の豆腐業界に大影響を及ぼす。

二万丁といいますと、神戸市及びその周辺の二五%以上のシェアを占める

ことになる。これは大変だというわけで、分野確

保協の兵庫県支部が近畿農政局へ五月の末に調査の届け出をする。しかし、担当課長が不在だから

受理できないと言われる。六月二日になつてもう

一回申し出る。ここでも課長がないということ

で、正式な受理がされない。

ところが、そここうする間に、いよいよ分野確

保協の支部が動き出したなどということを察知し

て、いわばダミー隠しを行う。こういうことで、

出資金も個人出資に変える、役員も親企業の役員

は引き揚げる。この七月ごろからこういうことに

なり、その間に、したがつてこれは大企業あるい

はタミニージやない、だから分野調整法上の問題は

何もない、こういう報告を受けて、結果としてい

ます。

○清水委員 したがいまして、いま御指摘の点もあるうかと

思いますが、やはり法律の規定に基づいて主務大

臣に適切に処理をいただくということをわれわれ

からもういろいろお願ひをしておるわけでございま

すので、今後とも、中小企業者の利益を擁護する

ために十分主務大臣が処置していただけるよう

に、いろいろ連絡をとつてまいりたいというふう

に考えております。

○清水委員 ただ、長官、私、長官の気持ちをお

聞きしたいんだけれども、普通、豆腐屋さんとい

うのは、せいぜい従業員二人か三人で商つて

いるわけなんですが、どうも農林水産省あ

るいは建設省——建設省にまつわる三井不動産の

進出をめぐる問題もあります。私は機会を改めて

これはお尋ねをいたしますけれども、他の官庁

は、通産なり中小企業局と違つて、單に大企業と

れはただ単に経済システムの視点からでは片づけられない問題ではなかろうかと思っております。

通産省の五十一年商業統計調査によりますと、小売業全体の商店数は百六十一万四千店あり、このうち従業員が一人から二人という零細店は百万店、全体の六一・九%を占めておるわけであります。また、従業員が三人から九人までの店舗を含めますと百五十四万八千店となりまして、全体の九五・九%を占めております。これらの零細店の対策は大きな社会政治問題となつておるわけであります。

自由競争を標榜する中につけて、社会と経済といふ次元の異なる二つのシステムを重ね合わせ、大型店紛争を解決していくかなくてはならないと考えるわけであります。この点につきまして通産大臣の御所見をまずお尋ねいたします。

○河本國務大臣　わが国の小売業は約百六十万あると言われております。その従業員も六百万近いという非常に大きな数字になつております。したがいまして、この小売業が流通部門で果たしておる役割は非常に大きなものであります。この流通分野が今後ともますます近代化されることを私どもは強く要請しております。

しかしながら、一方におきましてスーパー等の大規模小売店舗の進出も御案内のような状態であります。

消費者の保護、流通部門の近代化、さらには多数の小売分野のこれまでの生活権の保護、こういったのためにはどうしたらよいかという調整問題が非常に大きな課題になつてくるわけであります。

消費者の保護、流通部門の近代化、さらにまた多数の小売分野のこれまでの生活権の保護、こういったのためにはどうしたらよいかという調整問題を整したい、こういうことでお願ひしておるところでございます。

○長田委員　まず初めに、消費者ニーズの変化に

伺いたいのであります。一方、中小企業がいる

告では、小売商業政策の基本的な考え方の一つといたしまして、不斷に変化し、かつ、多様化している消費者ニーズに機動的、かつ、適確に応えていくためには、多様な業態がそれぞれ固有の販売サービスを創出しながらバランスのとれた発展を図ついくことが必要であり、これを阻害するような急激な市場環境の変化については、これを緩和すべく調整することが必要であるいたしておるわけであります。

この消費者ニーズの変化、多様化がどのように進んでいるのかについて、最近、中小企業庁の調査によりますと、節約ムードにより購買意欲が低下しておるということが非常に多いわけであります。それから、品質、機能、個性的な商品、店の雰囲気や店員サービスを重視するようになつた割合も高く、消費者は購買に当たつてかなり選択的な態度で臨んでおるものと見られるわけであります。

そこで、本改正案は、店舗の基準面積を引き下げまして、五百平方メートル以上のいわば中規模以上の店舗をすべて調整の対象とするものであります。

○島田政府委員　お答え申します。

いま引用がございました小売問題懇談会の考え方、それから、それを受けた後、中政審と産構審の合同小委員会でいろいろ検討を行なわれました結果、意見具申をいただき、それに基づいて今回の法案を作成したわけであります。

いまお尋ねのありますいわゆる中型と申しますのは、五百平米以下のような出店につきましてどんな調整を考えるかということでございますが、最近こういった中型店の出店というのが相当ふえております。それに伴い、各地で周辺の小売商との間に紛争がいろいろ生じております。そういう点も勘案いたしまして今回五百平米まで下げたわけで、それによって所要の調整が可能になるよう

にしたわけでございます。一方、中小企業がいる

いろ近代化努力をし、それによって伸びていくといふようなこともこういう問題にはございますので、そういうものにつきましてその近代化意欲をそぐことにならないよう、その辺は実態に応じまして調整をしていくという考え方で臨みたいと思つております。

〔委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

○島田政府委員　お答え申します。

〔委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

この問題は、法律の運用の大きなキーポイントにございまして、今後の法律の運用に当たつては、私どもも特に留意をしていきたいというふうに考えております。

〔委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

この問題は、法律の運用の大きなキーポイントになるのではないかと私は考えるわけであります。

そこで、通産当局はこれらの問題をどう克服されいかれるつもりなのか、この点お尋ねをいたします。

〔委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

〔委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

この問題は、法律の運用の大きなキーポイントになるわけですね。また、地方自治体は、通産大臣に対する地方自治体の長の調整権限等が大幅に拡大されますが、その意思が非常に強く反映されます。これについて、国と地方自治体との間における相互協力体制の不備を指摘する声も非常に強

いように聞いております。したがって、今後調整

問題の矢面に立つことが予想されます自治体にお

いて中央官庁と一致した指導ができるかどうか、この問題は、法律の運用の大きなキーポイントになります。

そこで、通産当局はこれらの問題をどう克服されいかれるつもりなのか、この点お尋ねをいたしました。

〔委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

〔委員長退席、山崎（拓）委員長代理着席〕

な調整、処理が迅速に行われるようになることが必要であると思うのでありますけれども、この点についてはいかがでしようか。

○島田政府委員 今回の法律の改正では、小売商問題と申しますが、問題がそれぞれの地域に非常に關係するという点を考えまして、いま御指摘がありましたようななかつこうの法律の体制に直したわけでございますが、一方、流通政策全体、流通の近代化あるいは最近における大型店の全国的な展開等々を考えますと、國としてそういう全体の視野からこの問題を判断しなければならないといふことも必要でございます。したがいまして、両方の觀点というものをうまくお互に調整しながら運用していく必要があるわけでございます。

その場合に当たりまして、法の運用に必要な判断の基準といったようなものにつきまして、私どもは現在でも特に七条の判断基準というものを何か考えたいと思っていろいろ検討しているわけでございますが、特にこの問題は、具体的に大型店が進出した場合にその周辺中小小売商に及ぼす影響というのは、その地域の立地地点の人口あるいは周辺の小売商の状況等いろいろな要因でまちまちでございますので、なかなか一律の物差しといふようなものはむずかしいわけでございますが、それにしましても何か判断の目安になるようないふらでござりますので、現在審議会におきましていろいろ検討いたしておる段階でございます。そういうものをできるだけ早く考え方をまとめまして、都道府県にもそういったかつこうで御連絡をするというようななかつこうで、運用のそごを来さないようにしていただきたいと考えております。

○長田委員 いまお話をありました調整の判断基準と申しますか、その作成についてお尋ねしたいのですが、現行の大規模小売店舗法は、大型店の出店について届け出制をとつておりまして、本改正案による改正後も同様に運用されると思います。この事前調整は、地域の商工会議所または商工会に設けられる商業活動調整協議会が中

心となりまして、主として大型店の進出が周辺の中大小売商に及ぼす影響から見た調整内容、端的に言えば出店面積の削減割合について話し合って、届け出された大型店の出店計画について、それを考慮するという点を考えまして、いま御指摘があつたように、この問題を判断しなければならないといふことによって行われるわけであります。したがつて、届け出された大型店の出店計画について、それを考慮するという点を考えて、いま御指摘があつたように、この問題を判断しなければならないといふことによつて行われるわけであります。したがつて、届け出された大型店の出店計画について、それを考慮する事例が非常に多いと言われたわけですが、その予測方法が確立していないため、合理的な調整が難航する事例が非常に多いと言われるわけですね。

そこで、この問題の解決に資するため、調整に当たつての判断基準となるような統一的、定量的な予測方法と地域ごとの固有の事情を勘案しての予測方法について、一つの目安を作成するよう努める必要があると私は思うのでありますけれども、この点についてはどうでしょうか。

○島田政府委員 御指摘の点、そのとおりであろうかと私ども考えております。

ただ、先ほども申し上げましたように、実際に今まで私どもいろいろ運用してみましたが経験からいたしますと、先ほども申しましたように、個別のケースを考えてみますと、ある大型店舗の進出に伴う周辺中小小売業への影響というものは、かといふ立地地点の問題、あるいは周辺の小売業がいまどういう状況になつてゐるか、あるいはどんな近代化を進めつゝあるか、あるいは周辺の人口がどれぐらいの規模であるかどの程度増加の傾向にあるか、いろいろな要因によりまして異なつてしまります。したがいまして、ある一つの、一律の適用可能な基準といふようなものをつくるのは、いままで私どもいろいろ勉強してまいりました。

ただ、それは申しましても、いま申しましたら、こんな要因といふのはある程度捨象しまして、あら程度の判断の目安になるようなものを作成するしかができます。したがいまして、ある一つの、一つの適用可能な基準といふようなものをつくるのは、いままで私どもいろいろ勉強してまいりました。

○長田委員 いまお話をありました調整の判断基準と申しますか、その作成についてお尋ねしたいのですが、現行の大規模小売店舗法は、春以来、大店審査に審査指標部会というものを設けました。

まして、ここでこの問題の検討を行つて、これがでございます。現在検討中でございますが、できるだけ早くここでの検討を終えまして、ある程度、大型店が進出した場合にそれが周辺の小売商にどの程度の影響を及ぼすであろうかというようなものについての判断の目安になるようなものにつくつてまいりたいということ、鋭意努力をいたしております。

○長田委員 さらに、大型店の進出による影響が広範囲に及ぶと予想される場合でも、現在一行政区域内単位での出店調整にとどまっているのが現状のようありますが、出店による影響が広域化している今日、他の行政区域にも影響が及びそうな地域がある場合には、広域商調協が活動できる体制が望ましいと考えておるわけであります。が、このような体制がまだ確立されていない現在、これは早急に検討すべきだと思いますが、この点どうでしようか。

○島田政府委員 いまお尋ねの広域商調協の問題ですが、確かに御指摘のよう、特に最近大型店の出店の規模が大型化している、あるいは郊外立地といふような傾向が出てゐるというところから、単一の商工会あるいは商工会議所の地区だけでは十分な地元調整が行いにくいといったケースも出てきておるわけでございまして、この点につきまして、私どもいたしましては、今後の商調協のあり方といふものはどういうふうに持つていくかにつきまして、これから関係者とも十分相談しまして、十分な検討をして何らかの改善策を考えたいというふうに考えております。

○長田委員 また、大店法の改正に伴いまして、商調協の役割は現行法以上に重要となるのではないかと考へるわけであります。

○島田政府委員 商調協の構成メンバーでござい方、さらに商調協の構成メンバー等についてどのようなお考へでしようか。

そこで、現在行われております事前商調協のあり方、これまで商調協の活動につきましては、大規模小売店舗法に基づく勧告等の審査を行うための資料作成というかつこうで委託費が出されております。五十三年度で委託費で三千九百万ということでございます。来年度は、この委託費につきましてさらに増加して要求をし、今後ともこの内容の充実に努めていきたいというふうに考えております。

うちから均衡のとれるように、かつ、それらの人々がそれぞれ各層の意見を正しく反映するようななかつこうで選定が行われるようお願いをしているわけでございます。現実問題としてなかなかいろいろむずかしい問題もございますが、これにつきましては今後とも改善の努力をしたいということです。これも現在具体的な方策を検討しているところでございます。

それから、事前商調協の問題につきましても、従来この商調協というのだが、地元での問題を解決するために実際重要な役割を果たしているという点にかんがみまして、今後ともこの問題、こいつた商調協の運営というのを考えていかなければならぬと思つておりますが、いま申しまして、た広域商調協の問題等々を含めまして、具体的に今後どういうふうに持つていくかにつきまして、さらに改善の余地がないかどうかということもあわせて検討したいと考えております。

また、商調協を運営するところの商工会議所についてであります。商調協を開いて調整を行うための調査や資料作成あるいは会議等の費用と、労働による負担がかなり大きいと言われております。この点について現状はどうなつておるのか、さらに、国からの補助はどの程度出でるのか、この点お尋ねいたしました。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

現在商工会議所あるいは商工会に設置されておらず、なかなかむずかしいというふうに思つております。



ういう点、どうかひとつ行政指導を的確に行つていただきたい。

次に、商調法の改正についてお尋ねをしたいわけありますが、先ほどもちょっと議題になつてあります。が、小売市場をいわゆる伝統的小売市場に限定することによって、現行の許可制から届け出制に改正しようとしておるわけであります。

そこで、まず届け出制に変えることにした理由についてお尋ねをいたします。

○左近政府委員 小売市場の許可制を届け出制に改正いたしました理由でございますが、これは、大店法の改正で、調整対象面積が五百平方メートルを超えるものまでということで大幅に拡大されました。それで、従来の許可制の目的の一つでございました周辺の小売商業との商業調整という問題は、この大店法で処理ができるということになりました。しかしながら、この許可制のもう一つの目的でございます小売市場に入居いたします零細の中小小売商業対策、いわゆるテナント保護という点はやはり残さなければいけないということでございますが、ただ、そういうテナント保護という規定を残す場合におきましては、類似の法制のバランスから考えますと、貸付条件についての届け出、勧告という制度にした方がほかとのバランスがとれるということで、現在の許可制を届け出制に変えたというわけでございます。

○長田委員 小売市場関係者の中には、届け出制に移行することによって紛争が生ずるという非常に危惧の念を持つておるわけであります。そこで私は、現行法どおり許可制を存続すべきであると考えますが、その点どうでしようか。

○左近政府委員 いま申し上げましたとおり、小売市場とそれから小売市場の周辺の中小商業者との商業調整の問題につきましては、現在の小売市場の中で周辺の中小小売商業に影響を与えるといいわけでございますし、最近の傾向を見ますと、

小売市場が新しくできます場合には、大体五百平米を超えるものというのに該当するということでおりましたが、本改正案では、小売市場をいわゆる伝統的小売市場に限定することによって、現行の許可制から届け出制に改正しようとしておるわけであります。

○長田委員 昨年の中小企業分野調整法制定時に

関連をし追加修正された商調法第十四条の二、それがから第十六条の二について、いわゆる小売業における分野調整規定が施行後現在までの間に運用されておる状況についてお尋ねをいたします。

○左近政府委員 商調法第十四条の二あるいは第十六条の二に基づきます特定物品販売事業に関する調査または調整の処理についてでございますが、御承知のとおり、昨年の九月二十四日に施行されたわけでございますが、それ以後現在までに都道府県からの報告を受けたところによりますと、正式に法律上の手続をとったものが事前調査関係で二件ございます。それ以外に、商調法の規定をバックにいたしまして、そういうことがあると、この二件でございます。それ以外に、商調法の規定をバッタにいたしまして、そういうことがあると、その対象が大店法の対象になりましたので、大店法で処理されたというものが一件ございます。それから、調査の申し出がございましたけれども、行政的に処理をして解決したものが一件でございます。そ

ういうものを出店させるというふうな場合に、周辺の中小小売商と紛争が出ると、いう場合をどうするかということでございますが、先ほど申し上げましたように、商調法の十五条のあつせん、調停、これは都道府県知事が行なうわけでございますが、この規定によって対処をしていくということは十分ではなかろうかというの、が、今回の改正法で十分ではなからうかというの、が、今回の改正法の考え方でございます。

○長田委員 また、この分野調整規定に基づく調整等の申し出件数が少ないのは、申し出適格団体がな

いことにもよると私は考へておるわけであります。

そこで、調査等の申し出適格団体に商店街振興組合を加える必要があるのじやないかと思いますが、その点どうでしようか。

○左近政府委員 現在の改正法では調査、調整規定そのものを削除することにいたしておりますので、申し出の資格の問題は出てこないわけでござりますが、仮に現行制度ということで考えてみま

になるものがほとんどない、しかも、もしかつたとしても商調法の十五条のあつせん、調停という規定で処理し得る、こういう法律上の考え方から削除ということになつたわけでございます。

○長田委員 政府は、大店法改正で基準面積を五百平方メートルまで引き下げたので、同条は必要ないという考え方ですね。面積が引き下げられたとはいましても、大企業のダミー等のように姿をえて五百平方メートル以下にすればそれだけを進出を行い、紛争が生ずることも将来懸念されるのじやないかと思うわけであります。した

がいまして、商調法第十四条の二及び第十六条の二、すなわち小売業における分野調整の規定を存続させた方がいいのではないかと思ひますが、再度お尋ねいたします。

○左近政府委員 大企業がいまおつしやいましたような五百平方メートル以下の小売スーパー等そ

ういうものを出店させるというふうな場合に、周辺の中小小売商と紛争が出ると、いう場合をどうするかということでございますが、先ほど申し上げましたように、商調法の十五条のあつせん、調停、これは都道府県知事が行なうわけでございますが、この規定によって対処をしていくということは十分ではなかろうかというの、が、今回の改正法の考え方でございます。

そこで、現在における小売業問題を見ますと、主として流通面及び経営面からの視点で論議が展開されておるわけであります。しかし、私は、大型店の出店を緩やかに規制していくことは必要なだらうと言つたそうであります。私もこれには

おもいながら、さう思つております。

○長田委員 私は、さらに今後の流通問題と都市構造のあり方にについて、通産大臣にお尋ねをいたします。

英國經濟振興会顧問でありますところのマーガレット・ホール女史は、自由な競争を規制すること

は好ましいことではない、ただ、都市計画に沿つて大型店の出店を緩やかに規制していくことは必要なだらうと言つたそうであります。私もこれには

おもいながら、さう思つております。

そこで、現在における小売業問題を見ますと、主として流通面及び経営面からの視点があると考へておるわけであります。すなわち、都市計画

に沿つた出店こそ、対立する大型店と中小小売店の間で合意が可能な唯一の接点であるような気がしてならないわけであります。都市計画という枠組みの中で大と小を位置づけ、経済原則の働く生きた町づくりへの道であると考えるわけであります。しかし、計画的な都市づくりの伝統的乏しいわが国の現状では、生きた町づくり、大と小の商業を両立させ、共存共榮させる勇氣ある発想のもとに何らかの立地ビジョンが必要であると思いますが、総理候補もある通産大臣、御所見を伺いたいと思います。

そこで、調査等の申し出適格団体に商店街振興組合を加える必要があるのじやないかと思いますが、その点どうでしようか。

○左近政府委員 現在の改正法では調査、調整規定そのものを削除することにいたしておりますので、申し出の資格の問題は出てこないわけでござりますが、仮に現行制度ということで考えてみま

すと、現行の制度の場合に現在の申し出資格で十分かということになりますれば、これについては

かし、何分にもこの法律は別の角度からつられた法律でございます。したがいまして、都市計画

との関係は何ら規定をいたしておりません。

ただ、今度の改正で府県知事に相当大幅な権限が移譲されておりますので、法律の運用の過程におきまして、当然行政措置として、行政的な配慮

度で今回削除されるのか。そういう点、私はどうなりますから、まだ非常に少ないとしようか。

○左近政府委員 今回の改正の趣旨は、運用の件のがあるのですが、その点どうでしようか。

○左近政府委員 現在の改正法では調査、調整規定そのものを削除することにいたしておりますので、申し出の資格の問題は出てこないわけでござりますが、その点どうでしようか。

そこで、調査等の申し出適格団体に商店街振興組合を加える必要があるのじやないかと思いますが、その点どうでしようか。

○河本国務大臣 都市に大型店が出店をいたしましたが、運用の事例が非常に少ない、そういう意味で、申し出の資格の問題は出てこないわけでござりますが、仮に現行制度ということで考えてみますと、現行の制度の場合に現在の申し出資格で十分かということになりますれば、これについてはかし、何分にもこの法律は別の角度からつられた法律でございます。したがいまして、都市計画

からある程度都市計画というようなものを織り込んで考えていく、こうしたことにならうかと思ひます。

○長田委員 さらに伺いますが、御承知のよう

に、流通革命は第一ラウンドを迎えたと言われ

おるわけであります。かつて大量生産、大量消費が定着した昭和三十年代から四十年代、この後を受けて五十年代は消費の多様化が目立ち、質と量

が同時に求められるむずかしい時代とも言われておるわけであります。こうした中で流通問題の今後はどうなるのか。大型化から一転して小型多店舗化といつたりバイバル的な動きも出てきております。

すなわち、通産省として大型小売業の業態をどのように把握されておるのか、この点お尋ねをいたします。

○島田政府委員 非常にむずかしいお尋ねでございます。今後大型店といいますか、むしろ小売形態というものが全体としてどんなふうになつています。

くどううかという見通しにつきましては、現在非常に流動的でござりますし、将来を見通すことにはなかなかむずかしい点があるわけですが、少なくともこんなことは言えるのではないかと思いますのは、結局、小売業の存立基盤というものは、やはり消費者ニーズの充足ということです。いまままで最も最近消費者のニーズというのは非常に変わってきており、非常に多様化しておるという状況でございます。

そういうものから判断いたしますと、たとえば第一に、生活水準が上がつてくるに従つて消費者ニーズがますます多様化してくる。それからまた、安定成長期に入つてくるにつれまして、商品の機能、価格のバランスというのが重視される、したがつて選別的な態度はより強くなつていいだろ。あるいは時間の余裕あるいはモータリゼーションの普及というようなことに伴いまして、いわゆる買い物回り品につきましては、買い物距離が長くなつていくのではないかというようなこと。そういう点を考えますと、買い物の距離あるい

は品ぞろえの問題、商品の種類あるいは価格帶であるいはいわゆる付帯サービスというような点につきまして、消費者のニーズに合わせていろいろな組み合わせのお店というものが出現するというようなかつこうの小売の形態になつていくということで、ますますいわばバラエティーに富んだ小売業というものが展開されていくというように、これは漠然とした方向でございますが、私どもは感

じておるわけでございます。

○長田委員 そこでお尋ねしたいのであります

が、小型店の店舗がチャーン化して、小さいエリニアにおけるコンビニエンスストアの動きがあるわけであります。その中で代表的なものといたしましては、イトーヨーカ堂のセブン・イレブンやダイエーのダイエーローレン等があるわけであります。このセブン・イレブンとダイエーローレンについて、それぞその概要を簡単に御説明いただきたいと思います。

○左近政府委員 五十三年三月末現在の数字を申しあげますと、セブン・イレブンにつきましては、資本金が八億一千万円でございまして、加盟店数が四百七十三店、そのうち直営をしておりま

すのが十三店ございます。加盟店の総販売額は大体三百九十八億、これは五十二年度の実績でございます。それから、ダイエーローレンにつきましては、資本金が四億円、加盟店数が八十九店、うちは、資本金が四億円、加盟店数が八十九店、うち直営店が十三店、加盟店の総販売額は七十九億円ということで、いずれもいわゆるコンビニエンスストアの代表的なものといたることは言えると思

います。

○長田委員 これらの経営方針といつしまして、

独立の小売商、そこへノーハウを売つて、売り上げの粗利益の四五%を取り、そのかわり、商品の供給とか管理とか、ノーハウはスーパー・バイザーがいていろいろ教えることになつておるわけであります。また、住宅街においては、半径五百メートルぐらいの小さな商圏でやれるという利点もある可能性のあるところは日本国内にはまだいっぱ

いあるので、それを押さえていこうという方針とも聞いております。たとえばセブン・イレブンは、この九月末で五百店舗に達し、そのうち東京都内には約二百店と、非常に急速に伸びてきております。また、ダイエーローレンは、現在全国で九十店舗に達しておりますとも言われておるわけであります。

○左近政府委員 九十店舗に達しておるとも言われておるわけであります。

○長田委員 企業庁ではどのように考えておられるのか。たとえば新しい中小小売業の近代化という視点からどう推進されていかれるのか、将来における中小小売業の形態についてのビジョンとあわせてお尋ねをいたします。

○左近政府委員 いま御指摘のように、コンビニエンスストアが増加しておりますけれども、

従来の小売業者がこのチエーンに参加をいたしましたが、本部が開拓いたしましたすぐれた経営ノウハウだと、大量仕入れのメリットを享受していく

という側面を考えますと、これは中小小売商業の経営近代化に資する面も大きいというふうに考え

るわけでございます。

しかしながら、この点について問題がないわけ

ではありませんで、一つは、そういう小売業者が加盟をする場合に、本部の事業者に非常に依存

することが大きくなります。したがいまして、よ

く事情を知らずに加盟をして、後でこういうも

のことはなかつたというようになりますと、

非常に問題でございます。したがいまして、中小小売業振興法では、フランチャイズチエーンの

本部事業者に対しても、加盟しようとする者に対し

て事前に加盟契約上の重要事項について書面を交

付して、その記載内容の説明をするということを義務づけております。こういう形で、コンビニエンスストアというふうなものが大体フランチャイズチエーンで出ておりますので、この契約上の問

題を小売商業に不利にならないようにしていくと、それがもう一つの観点であるうと思います。

○長田委員 最後に、中小企業対策について二、三お尋ねいたします。

○左近政府委員 今回の法改正で中小企業の保護は十分行われる

とお考えでいらっしゃるが、その点お尋ねいたします。

○長田委員 今回の法改正で中小企業の保護は十分行われるところとお考えでいらっしゃるが、その点お尋ねいたします。

○左近政府委員 今回の法改正によりまして、一般の中小小売商と非常に競争力の格差があつて大きな影響を及ぼすというものが、調整対象

面積の引き下げ、つまり五百平方メートルを超えるものというところまで拡大されましたのです

から、これによって現在発生しておるいろいろなトラブルが適切に処置をされるだろうということ

が期待できるところでございます。したがいまして、今後も法律の円滑な遂行によつて、中小

小売商業の事業機会が適正に確保されるというこ

とになるうかというふうに考えておるわけでござ

ります。

○長田委員 さらに、中小小売業の振興対策につ

いてお尋ねをいたします。

○長田委員 中小小売業は、いまさら申しますもなく、わ

が国小売業においてきわめて大きな比重を占めておるわけであります。この中小小売業の流通の近代化、効率化を図るために、中小小売業の振興

物公園造成事業融資、商店街改造計画作成助成金制度、中小小売商業知識集約化研究、指導事業等が一般経費として、また、政府系金融機関にあっては、小売商業高度化貸し付け、流通近代化貸し付け、あるいは小売業経営改善資金等を初め、広範囲にわたって制度そのものはあるにせよ、これらの制度は予想外に人気で、一部には資金を余すところもあるや聞いております。また、一件当たり融資限度額が低いことや借り入れ手続がめんどうなことのほかに、低金利時代に入した昨今では、もともと低金利を売り物にしておる流通近代化資金、小売商業高度化資金といった特別貸し付けの魅力もなくなりまして、都市銀行筋に有利の資金を求めて乗りかえておる、そういうことが大きな原因ではなかろうかと思うわけであります。

そこで、中小企業庁はこうした資金需要の構造変化をいち早くキャッチし、政府系金融機関の融資内容を再検討すべきではなかろうか、そう私は考へてゐるわけであります。そこで、来年度の予算の編成にあわせて小売商業対策の推進としてどのように処置をされるのか、最後にお尋ねをいたします。

○左近政府委員 御指摘のとおり、中小小売業対策といたしましては、この大店法、商調法によつて調整を図ることと並行いたしまして、いろんな振興策、それもいま御指摘になりましたような金融的な振興策というものを確立していくと、いうことが必要不可欠であるうということで、われわれの方も從来からも努力をしてまいりましたけれども、大体大きな系列としては、商店街の近代化など店舗の共同化、小売商業の連鎖化というふうなものにつきましては、中小企業振興事業団の高度化資金の融資がございますし、個々の商業者に対しては、政府系金融機関のそれの融資が準備されておるわけでございます。ただ、いま御指摘のように、その制度についてまだ改善を要する点があるわけでござりますので、来年度の予算要求をいたしまして、この金融

面につきましていろいろな制度の改正をいま要求をしておるわけでございます。

なお、金融面のみならず、やはり大店法、商調法の改正を機といたしまして、来年度は商業振興にも抜本的な対策を加えたいと思っておりますのことで、金融以外の各般の施策も充実いたしまして、先ほど申しましたように、調整と振興というものがいわば車の両輪のようになつてこの中小小売業の振興に役立つようになつたしたい、こういうふうに考えております。

○長田委員 終わります。

○山崎(拓)委員長代理 安田純治君。

○安田委員 先日、つまり十三日に、私が、去る四十八年九月十一日の参議院商工委員会で当時の中曾根通産大臣が、スーパーの新設などにつきましては、商調協にかけて地元の了解を得るようにして、初めてその開店を認めるという形でやつてきました。今回、こういう趣旨の答弁をされている事実を挙げまして、今回の法改正後もこの運用方針に変わらないかどうか、中曾根答弁に変更があるのかないのかはつきりさしてもらいたいということを伺つたわけであります。そのときの審議官の答弁を伺つていますと、関係方面と相談したいとかあるは検討したいという答弁に終始をしておりま

して、つまり地元の了解を得て初めて開店を認められるというやり方をとるのだと明言をされなかつた

るようですが、この辺を見ましても、こういうこ

とを言つてゐるのですね。「第一に、従来、『事前

商調協』というのがあって、ケジメのつかない面もあつた。今度は、なるべく法律の場に引き込んで、そのかわり法律上の調整期間をある程度延長する。今後は、法律によって調整を進めてゆく。

これは、むしろ出店者サイドからみればプラスの面だと思う。」こういうことを前の産政局長の濃野さんがおっしゃつておられるようあります。

このことといままで申し上げたことを照らし合

わせてみると、先日のこの委員会で、政府の改

正案は大型店の出店の規制強化の方向で出された

ことは、つまり知事または大臣の変更勅告ができる

こと、つまり知事または大臣の変更勅告ができる

けです。

たとえば前の通産省の商政課長の野々内さんがあ、ことしの四月十六日の日経新聞の紙上で、「大型店規制是か非か」という話をしていましたが、簡単な答弁をしていただきたいと思います。

この前も御答弁申し上げましたけれども、大型店規制はか非か、その中を見ましてもどちらしゃいますけれども、その中を見ましてもございません。だから、そういう意味で、これで、金融以外の各般の施策も充実いたしました。それで、金融の振興に役立つようにいたしたい、こういうふうに考えております。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

この前も御答弁申し上げましたけれども、大型店規制はか非か、その中を見ましてもございません。だから、簡単に答弁をしていただきたいと思います。

にしない方が、かえって話し合いもお互いに誠意をもつて進められるのではないか、私どもは強くこのことを指摘しておかざるを得ないわけです。これは強く指摘しておきますけれども、次に、どういう形になるかはともかくといたしまして、商調協は廃止しないということ、その点確認していただきたいと思います。

に、大店審から意見を商工会議所に聞く、商工会議所が商調協の場でいろいろ検討をするという仕組みになつておるわけでございますが、その点は今度の改正法でも変わらないわけでございます。

それから、第二種につきましては、これは都道府県知事が調整を行ふように今度の改正法律ではござります。たゞえとしまして、御承知のよろ

○島田政府委員　商工会議所の意見を聞く場合に、商工会議所が商調協にいろいろ諮つて運用をしておるわけでござります。したがいまして、私どもとしては、その構成その他につきましてばらく

○島田政府委員 お尋ねの趣旨が第一種に該当するものというふうにとであれば、そのとおりでござります。

○安田委員 私は、やはりこの点も問題だと思っております。大スーパーの側に立つて考えてみますと、現在の仕組みと全く変わりがないことになります。千五百平米以上は通産大臣の権限である。そ

○安田委員 指導は通産局かどうかということ。  
○島田政府委員 指導という意味が、一般的に運  
営、構成をどうするか、あるいはどういうよう  
な——従来でも通達を出しておりますが、そうい  
うような意味であれば、その点も従来と変わりが  
ございません。

○安田委員 そうしますと、従来の通達、広域商  
業工會議所または商工会に商調協を設置すると  
いう骨組みは、変わりございません。

方も聞く必要があるうかというふうに思います。したがいまして、この点につきましては、今後都道府県、それから当事者である商工会、商工会議所ともいろいろ相談しまして、具体的にどうしていかかというのを決めたいというふうに考えております。

○安田委員 そうすると、第二種、いわゆる千五百平米以下の場合には、商調協を使うかどうかまだ決まっていない、これは知事や商工会議所など

○安田 勝彦 ですが、やはり余りばらばらにならないようにしていきたいという意味で、私どもとしていろいろ指導していくふうに考えております。

○安田 勝彦 ですから、その話し合いをして、この知事権限の部分についても商調協が第一次的に審査するんだということになれば、これは商調協の構成や何かについて通産局のルートで——今までの通達では通産省、通産局のルートになつておりますけれども、もちろん今までの通達は知

濱野前産政局長がおっしゃつたのもその点だらうと思うのですが、つまり、商調協が長引いて困るので、ぴちっと法律の土俵の上に乗せてタイムリミットを決めてしまうということで、まさに出店しやすくなる。千五百平米以上の場合、今までと同じに通産大臣であり、商調協があつて話し合いをしてやるとしても、今度はタイムリミットがきっちりと決まって、いままでの商調協の運営について中曾根答弁を変えるとまでははつきりおつ

調協なんか、いろいろそういうやり方はともかく  
といったしまして、通産省、通産局が指導している  
ような形になるということだと思うのですが、そ  
うすると、千五百平米以上も千五百平米以下も届  
け出は知事に出される、知事の窓口を通ずるとい  
うことだと思うのですが、そこで、まず最初に、  
届け出を審査するのは、改正案後でもやはり商調

**○島田政府委員** 法律で委任をするわけでござい  
ますから、やはりそちらの方ともよく相談をする  
必要があるうかと思います。

**○安田委員** どうもそういう点でまだ決まってい  
ないへと、さう答弁が先日来多いようござりますけ  
ど、この意見を聞いてこれから決めようということです  
か。

事権限がないことを前提の通達でしょうから、これは全く知事が外れているわけですが、商調協の問題についてはよほどその辺考えていただかないと奇妙なことになるのではないかということを、ここで指摘しておきたいと思います。

次に、千五百平米以上の調整権限を現行どおり通常大至としている点ございますが、これは先

しゃっていませんけれども、どうもその辺いよいよ御答弁がある。そこへ濃野前産政局長のお話を照らし合せますと、どうも五千五百平米以上は今までより進出がしやすくなるんだというふうに理解せざるを得ないわけでして、そうなりますと、規制強化ではないのじやないかというふうに言わざるを得ないわけです。

○島田政府委員　いまのお尋ねの趣旨は、第二種についてどうかという御趣旨でござりますか。そういうふうにとってよろしくうござりますか。

○安田委員　いや、両方とも第一次的には商調協とすることになりますか。

れども、商調協が千五百平米以下についても審議をすることになるとすると、千五百平米以下は知事権限なんですから、そうすると、商調協という機関の管理運営は、先ほどの御答弁で、権限を現行のように通産省、通産局が握っている、都道

日の本委員会でも同僚委員が質問いたしました御答弁があつたわけですが、どうも納得がびしつといかないわけであります。大きな店舗ほど地域に与える影響が大きいわけですから、まさに超大型店の出店に對して、自治体が主導権を握って調整

が審議することになるかということなんです。  
○島田政府委員 お答えいたします。  
今度の法律の改正で、第一種につきましては、  
都道府県知事経由でこっちへ上がってくるわけで

府県には権限がない、商調協の構成とかいろいろな問題ですね。こういうことになるとおかしいことになるのじやないでしょうか。第二種の方の調査権限は県知事にある、それは使うか使わないか

すべきであるというふうに思うわけです。  
そこで、たとえば千六百平米あるいは千五百十  
平米、つまり限界線からちょっとそれすれとい  
うことだと、県に設置された審議会にはかからない

の知事はどうもやかましくて、知事権限で調整されるとかわぬということになつて、これを千七百平米くらいで第一種に上げて申請をする、こういうことに対する手があるわけです。そうなりますと、大臣権限と知事権限とに分けたことが必ずしも大スレバーにとって規制強化とならないのではないか、こういう点いかがでしようか。

○島田政府委員 いまの点でございますが、今回の改正では、当然御存じの点でございますけれども、通産大臣の調整にかかる第一種の大規模小売店舗につきましても、御案内のように、都道府県知事あるいは場合によっては市町村長の意見といふものが反映されるような仕組みになつておるわけでござります。したがいまして、その点につきましては、従来に比べますとそういう地方自治体の意見というものを反映するという仕組みにしておるというふうになつておりますし、いま御指摘のようなのが反映されるような仕組みになつておるわけでござります。したがいまして、その点につきましては、従来に比べますとそういう地方自治体の意見といふものを反映するという仕組みにしておるというふうになつております。また、実際法律の運用のたてまえとしまして、七条の判断基準といふのは一種と二種で違うはずはないわけでありますから、その点につきまして一種の方が緩くなるといふことも考えております。また、実際法律の運用のようになります。私は考えております。

○安田委員 では、千五百平米以上の店舗について知事が意見を申し出る際に、知事がみずからの一意見を定めるに当たつて県の審議会は千五百平米以上ものについて審議できるのかどうか、この点はいかがですか。

○島田政府委員 まず、法律論でござりますけれども、今度の十五条の四の一で、都道府県の大規模小売店舗審議会といふのは、「都道府県知事の事業活動の調整に関する重要事項を調査審議」することになっておるわけでござります。ところで、都道府県知事が通産大臣が行う第一種の大規模小売店舗の調整に関して意見を申し出られる場合にどうやり方で意見を申し出られるかといふのは、これは都道府県の裁量の範囲といふこと

になるわけでございます。

したがいまして、その際に、もしこの案件に関連するかできないかということをございましては都道府県の大規模小売店舗審議会に諮問をしたいといふような考え方があるとした場合に、それができるかできないかということをございましては、都道府県の審議会を設立する法律上は、先ほど言いました都道府県の審議会の店舗の場合に、商調協の意見があります。

それで、県の審議会と、

絶対千五百平米以上のものについて口出してはいけないのだというふうには読めないのだ、こういふ趣旨でいいと思うのです。御答弁は同じだと思ふのです、県の審議会と。

そうなって整理してみると、千五百平米以上につきましては都道府県とも十分相談をしていきたいといふことを、

法律的

に

ついては、

法律上は、

法律

に

ついては、

法律

に

絶対千五百平米以上のものについて口出してはいけないのだというふうには読めないのだ、こういふ趣旨でいいと思うのです。御答弁は同じだと思います。

そうなって整理してみると、千五百平米以上

の店舗の場合に、商調協の意見があります。

それから商工会、商工会議所の意見を求める

議会の所掌事務というものが、それ以外のこと

を一つやつてはいけないということを排除する趣旨を

してあります。したがつて、そこ

であるとは考えておりません。したがつて、そ

こは運用の問題になるわけでござりますが、この点につきましては都道府県とも十分相談をしていきたいといふふうに考えております。

○安田委員 相談をしていただきたいということで、まだわからないのですかね。それとも審議できる

ところでは、

まだわからないのですかね。それとも審議できる

ところでは、

まだついていないといふことでござります。

○安田委員 先ほど申し上げましたように、

法律的にはそういうことができないといふこと

につきましては、お答えがござつたよう

になかつたよう

ではありませんから、

法律的には禁止されて

いるわけではありませんから。そういうことになつては、都道府県とも十分相談をしていきたいといふふうに考えております。

ただ、仮にそういう場合があつたらどうかとい

うことでござりますが、最終的には大店舗審議会

意見も法律的には禁止されているわけではない

から、知事の意見、そして大規模小売店舗審議会の意見、

意見も法律的には禁止されているわけがない

から、知事の意見、そして大規模小売店舗審議会の意見、

えております。

○安田委員 私の質問時間も残り二分しかなくなりましたので、どうもこういう点、いろいろ先日來同僚委員に対しても、私の二回にわたつてのきよまでの質問でも、実にあいまいな点がたくさんございましたが、どうもこういう点、いろいろ法はもちろん出店規制強化につながっているのかどうかということが、ますますどうも割り切れなくなつてくるわけであります。

前回に私申し上げましたけれども、なほはつきりさせておきますが、問題点の一端しかただす

みますと、今度の改正案は明確な改悪点がどうもある、大手スーパーなどの進出が今までよりも

やりやすくなる点があるのじゃないか。それは第一に、先日も指摘しましたけれども、地元との調整、話し合いの期間に制限を設けた。法律上はい

までも設けてあるわけでございますけれども、事前商調協の問題ですね。運用いかんによっては、これはもう非常に厳しいことになつてしまふ。それから第二に、商調法について従来の許可制の部分を届け出制に変えておる。第三に、商調法改正によって五百平米以下の大企業者の出店への規制が緩められることになる、こう、こうことを指摘せざるを得ません。今までの質疑を通じても、どうもこの疑惑が解消できないわけであります。

また、改善点であるとしきりに宣伝されております五百平米への引き下げ、知事権限への移行について見ましても、実態面から見てみますとさほど規制強化になるとは言えないでございまして、これは先日も申し上げましたけれども、各自

ざるを得ないわけであります。

最後にそういうことを指摘しまして、すでに五年以来一貫して国会に独自の改正案を提出してきました共産党・革新共同の提案する方向、つまり届け出制を許可制にする、あるいは面積主義ではなくて企業主義にするということこそ問題解決の基本であることを重ねて申し上げまして、この点は時間も来ましたので答弁は要りません。

質問を終わります。

○山崎(拓)委員長代理 午後四時から委員会を開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時三十三分休憩

午後四時六分開議

○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○渡辺(三)委員 短時間で質問を申し上げたいと

思いますが、端的にお答えをいただきたいと思うのです。

まず最初に、いま審議をされておりますこの二法案については、さきの通常国会の末尾に提案をされ、審議できなままに今国会に持ち越された

わけありますけれども、そういう状況の中で、御承知のように、本委員会では六月十六日に決議が行われています。この決議を受けた形で、たしか七月の初旬に通産省は通達を出されておると思うのでありますけれども、その通達の目的は一体

どういうところに一番大きな目的があつたのか、その点をまず最初にお伺いしたいと思います。

○島田政府委員 お答えいたしました。

本年三月に、すでにこの駆け込み新増設の自癡要請というのを一度行つておるわけでございますが、いまお話をございましたように、先国会の終

御決議の趣旨に沿つて運用をするということを周知を図るというのがねらいでございます。

○渡辺(二)委員 国会の決議の趣旨については、も、いま大きな紛争が幾つかの都道府県で起きておりますが、そういう状況の中で、特に本委員会においてはなくて企業主義にするということこそ問題解決的基本であることを重ねて申し上げまして、この点は時間も来ましたので答弁は要りません。

質問を終わります。

○山崎(拓)委員長代理 午後四時から委員会を開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後一時三十三分休憩

午後四時六分開議

○橋口委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○渡辺(三)委員 短時間で質問を申し上げたいと

思いますが、端的にお答えをいただきたいと思うのです。

まず最初に、いま審議をされておりますこの二

法案については、さきの通常国会の末尾に提案をされ、審議できなままに今国会に持ち越された

わけありますけれども、そういう状況の中で、御承知のように、本委員会では六月十六日に決議が行われています。この決議を受けた形で、たしか七月の初旬に通産省は通達を出されておると思

うのでありますけれども、その通達の目的は一体

どういうところに一番大きな目的があつたのか、その点をまず最初にお伺いしたいと思います。

○島田政府委員 お答えいたしました。

本年三月に、すでにこの駆け込み新増設の自癡要請というのを一度行つておるわけでございますが、いまお話をございましたように、先国会の終

ではそのうちにやつてしまおう。そういう駆け込み申請であるとかそういうものがある程度抑えられた。一つは、そのことが確認できるかどうかということ。

もう一つは、中身の問題であります。いわばあの当時全国的に相当の紛争が、調整のつかないものがあったわけでございますけれども、そもそも申し上げる必要ないと思うのですけれども、そのつかないという内容、調整がどうしてもそれがある程度規制をしなければならない、規制といふ言葉が悪ければ、調整が十分にできて、円満に行われるよう、そういう目的を持って決議がなされておるわけありますけれども、通産省が改めて七月の初旬に国決議を受けて通達を出された、その後の全国の状況といいますか、とりわけ当時紛争が起きておった状態について、その通達の結果どういう現象が出てきたか、その点を概説的に御報告いただきたいと思います。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

私たちもいたしまして、先ほど申しましたような届け出の状況から見まして、業界においても

自肅がされておるというふうに考えております。それからまた、紛争のケースについて、なぜそういうことになつておるのか、具体的にどういう

点かというお尋ねでございますが、これはケースによりまして非常に千差万別でございますので、

一概にこういう点が問題の中心であるとはちょっと言いにくいわけでございますが、やはり一般的に申し上げますと、最近の出店の傾向としまして、いわば大型店の面積の大型化と申しますが、

それに規模の大型化、そういう傾向が見られる、それから地方への出店という傾向が強い、そ

ういった状況が、各地における紛争と申しますが、いろいろ調整するケースがふえてきておる一つの理由かというふうに思います。

○渡辺(三)委員 そこで、いろいろなケースがあると思いますけれども、私どもがこの問題、本法の改正を非常に重要視するのは、紛争の中身

が、いま審議官が言われましたように、地方の都市にも非常に大きな規模、場合によっては、私どもの常識から考えれば適正な商圈といいますかそ

ういうものの範囲をはるかに逸脱した相当大規模なもののがいきなり申請される、こういうことで、その地域の中小商店が非常な、何といいますか、驚愕の念をすら感じておる。一体何を考えてこん

なにでかいものを出すのだろうかというふうなことから、紛争が非常に長引いているという事例が相当あります。

しかもこの調整を進める過程の中で、たとえば一万平米、こういうふうなものを許可申請してきた、ところが、商調協を中心にして、何だかんだそれが長い期間かかる、結局はそれを幾らか、八千平米にするとかあるいは九千平米にするとか、そういうふうな状況が現実の問題としては非常に多いわけなんですね。それでは何にもならないじゃないか、こういうふうなことから、相当激しい出店をめぐるそれぞれの地域における紛争が行われるわけです。

そこで、お伺いをしたいと思いますのは、現行法においての商調協の活動といいますか、この事前調整というものがいままでは非常に活用されてきた、そういうふうな傾向にありますけれども、今度の本法の改正に伴って商調協の役割り、果たすべき機能、こういうものがどのように変わることか、全く変わりない、こういうふうなことなんか、ひとつこの点についてお伺いをしたいと思います。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまお話しのように、現在の大店法の運用におきましては、商調協による地元での調整と申しますが、これは事実上非常に重要な役割りを果たしてきておるわけでございます。実際こういった小型店が出店した場合、それに伴う関連周辺中小企業への影響といふものはどういうふうに見ていくかというような問題につきましては、やはり地元でよく知つておる関係者の間で十分話し合ひが行われていくことが実際の解決に非常に大事なことでござりますし、その意味で、商調協といふのは今後とも非常に重要な役割りを果たすというふうに考えております。

商調協を今後どういうふうに持つていくかにつきましては、従来三年間の実績もござります

が、そういうものの踏まえまして、その運営を

○渡辺(三)委員 次に、出店または拡張の調整基準の設定について、少しお伺いをしたいと思うわ

けです。

届けられる新たな大型店の出店計画について、その影響の程度であるとかそういうふうなものをある程度正確に予測する必要がある、こういうふうに考えるわけですから、これがたとえば商調協でいいますと、消費者の代表であるとかあるいは小売商の代表であるとかあるいは学識経験者、中立的な立場の人であるとか、そういうふうな立場によって主観的にまちまちに並行の議論がたまっています。それで影響が出てくることになりますので、どういう場合でも適用できるようないくつかいろいろいろいろな要因が絡み合つてまいります。それで影響が出てくることになりますので、どういう場合はできるようないくつか重要な役割りを果たすものと私どもは考えております。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまお話しのように、現在の大店法の運用におけるべきもの、これを通産省としては考えておられるのか、あるいは全くそれはできない、ケーブル・ペイ・ケースだ、地域によって違うのだ、こ

ういうふうになるのであるか、どのように考

えておられるか、ひとつお伺いしたいと思います。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

いまお話しがございましたように、やはり実際この大規模店舗が進出した場合、関連周辺中小小売の影響の程度をどう判断していくかというの関係でおやりになるのか、それから、大体見通しとしてはいつごろまでにそういう判断の基準といふものが作成されるといいますか示されることになるのか、その見通しはどうですか。

○渡辺(三)委員 いまお答えいただきましたが、

どういう意味でございましょうか。

○島田政府委員 いま審議官が言われました判断

が、いたしておりますので、ここでそういうものの開発を急いでいただきたいというふうに思つております。

それから、いつごろまでにということございま

すが、いま作業の途中でござります。今回こういう改正もお願いしておるわけでござります。

明文化するということは事実上できない相談だと

思いますが、運用の問題としては、紛争を円満に

解決する意味では非常に重大な一つの客観的な基

準になると私は思うのです。そういう意味では、

せっかく本法改正案が提案され、それが今国会

中に成立するだろう、こう言われておる、そして

新たな決意でこれが運用されていくわけでありま

すから、これと余り期間をずらして、また何ヵ月

か何年かずっと先になつてといふことになれば、

そういう効果が出てこないだろう。したがつて、

改正本法の施行と肩を並べて早急にそういうもの

をつくり上げなければならぬ、こういうふうに

私は考へるわけです。しかし、問題は中身でありますから、非常に慎重、公正を期さなければならぬと思ひますけれども、ぜひともそれは鏡意努力をしていただきたい、この点は要望を申し上げておきたいと思います。

それから、少し飛びますけれども、商調法の十五条の「あつせん又は調停」の関係でありますが、十三日の質疑の際にも、この点については、たしかに中小企業厅長官からですか、お話をあつたと思いますが、商調協の有効な機能が果たして發揮できるのであらうか、こういうふうな問題と関連をして、特にこの十五条三号の解釈についてもう一度、これは審議官でも長官でもよろしいですけれども、お聞きしておきたいと思うのです。

○左近政府委員 商調法十五条三号には、「中小

小売商以外の者の行う一般消費者に対する物品の

販売事業に関し、その者と中小小売商との間に生じた紛争」ということになつておりますので、大企業者がスーパー等を出店いたしますそれに絡んでの中小小売商との間の紛争はすべて入るということございますので、この五百平方メートル以下のものの紛争ももちろん入りますし、それからそれ以上のものについてもこの対象にはなる。しかし、実際上はその五百平方メートルを超えるものについては大店法の規制が先行するわけでござりますが、大店法で対象としていない、たとえば売り場面積は一定でもその中の商品の置き方その他によって紛争が生じた場合にはこの十五条の対象になる、こういうふうに解釈しております。

○渡辺(三)委員 そこで、商品構成の問題なのですけれども、私ども地方にありますてスーパーの営業実態というものを現実に見ておる者としては、あるいはまたスーパーの存在する周辺の中小売商業者、こういった人々の意見をいろいろ見てみますと、たとえば三万とか五万といった中小といつても小都市ですけれども、そういうところのスーパーなどの場合には、一夜にして商品の展示面積あるいは商品構成というものががらっと変わってしまう。何日も前からそういう計画が明らかにされて、そしてそこで一体いいか悪いかという議論が行われているのじゃなくて、前の晩にトラックで持ち込みながら商品構成ががらっと変わっているというふうな事例がたくさん現実のものとしてあるわけです。そういった場合に果たして有効な商調機能が発揮されて、そういった問題についての不満というものが解消されるかどうか、これで問題のある点については十分な議論を重ねて調整されるというふうな実態になるのでしょうか。これは一体どのように現実的にお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

そういうものとの絡みで、いま長官がおっしゃったような内容が事前に十分に明らかにされて、そして問題のある点については十分な議論を重ねて調整されるというふうな実態になるのでしょうか。これは一体どのように現実的にお考えか、お聞かせいただきたいと思います。

○左近政府委員 十五条の規定の適用につきましては、実態が発生して後の紛争についてのあつせん、調停はもちろんのこと、その計画段階での紛争も含まれるというふうに解釈されておりますが、いま御指摘のように、急激な変更があつて事前になかなか把握しにくいうふうな場合は、確かになかなか困難な点があるかと思ひます。が、この点につきましては、事態が発生してすぐ前に、そういう紛争と申しますか、中小小売商からの申請に従つて早期にあつせんなり調停なりをやるというふうなことでこれに対処せざるを得ないと考えております。

○渡辺(三)委員 そこで、実際問題として、いま長官もお認めになつたような、事前に十分それが対象にされ協議をされるというふうな実態が現実の問題としては逆に少なくて、問題が起きてからそのことをめぐっての紛議といいますか、とやかく不満が残つたり問題が出されたりしておる、こういうことなんですか、この商品構成についてのきちんとした規制といいますか、そういうものについては今度の改正によつてどのようなことになるのか、いわゆる今度の改正によつてそし組みになつておるのかどうか、その点ひとつはつきりしていただきたいと思います。

○島田政府委員 お答え申します。商品構成についてということになりますと、いまの大店法では、これは前にもお答え申し上げましたけれども、売り場面積全体としての顧客吸引力という点に着目して、要するにいろいろな品物が並んでおる、ワントップショッピングの機能を持つておる、そういうふうなところから顧客吸引力にも優位な差があるというところに着目します。

したがいまして、いまのようなお話、確かに現実の問題というのはいろいろあるわけでございますが、逆にその辺までこれをしようとしても、実際に必要な、都道府県知事では自分のところでは十分把握しておられないたとえば全国的な動向においては、売り場の構成一つとりましておりますので、売り場の構成ごとに構成されないと必ずしも物品の種類ごとに構成されないと、いうようなかつこになつておるケースが多えております。また、消費者の需要の変化に応じまして、ある程度商品構成も変わっていくというような状況を考えますと、商品別に規制をするというところまでは大店法の体系では現実問題としてむずかしいのではないかというふうに考え、今回の改正にもそういうかつこうをとつております。

ただ、先ほど長官が御答弁申し上げましたように、実際に紛議の起きるようなケースにつきましては、商調法であつせん、調停というかつこうで対処し得るというふうに考えておるわけでござります。

○渡辺(三)委員 この法案の取り扱いをどうするかという調整が、当委員会自体でいまいろいろ議論されておるわけでありまして、その調整の時間も必要ですから、私は余り時間をとれないで残念でありますけれども、次の質問に入ります。

大店関係の十五条の三、これには、第二種大規模小売店舗の場合ですけれども、都道府県知事が小売業者の届け出についての審査をする際に必要があるというふうに思ったときには、国の関係行政機関の長に対して助言を求めることがあります。が、この新しく設けられた十五条の三、いわゆる都道府県が国に対しても助言を求める、これはどういう内容を予想してこのように書かれたのか、どういう助言内容を求めるということはあり得るでしょうかけれども、これは助言を求めて初めて国はそういう資料を出すなりあるいは助言をするなり、形としてはこういふことになるんだというふうには理解できますが、あるいは全国的な一般的な傾向といいますか、そういうものについての国機関から助言を求めるということはありますけれども、新しく店舗が進出をしてきて、これを許すべきかあるいはどうすべきかあるいは面積をもつと削減すべきか、こういったような内容を具体的に判断をする際に、一般的な資料といいますか、あるいは全国的な一般的な傾向といいますか、そういうものについての国機関から助言を求めるといいますか、意見を聞くといいますが、それは確かに一般的には必要だと私は思う。

ですけれども、新しい店舗が進出をしてきて、これが許すべきかあるいはどうすべきかあるいは面積をもつと削減すべきか、こういったような内容を具体的に判断をする際に、一般的な資料といいますか、あるいは全国的な一般的な傾向といいますか、そういうものについての国機関から助言を求めるといいますか、意見を聞くといいますが、それは確かに一般的には必要だと私は思う。

○島田政府委員 お答え申します。十五条の二と十五条の三となつております。いまお尋ねの十五条の三の助言は、都道府県知事が審査をするに際しまして必要があるときは、国の関係行政機関の長に対して助言を求めることができるという規定になつておるわけ

でございます。それについてのお尋ねかと思いますが、この場合、都道府県知事が実際に審査をする場合に必要な、都道府県知事では自分のところに十分把握しておられないたとえば全国的な動向とかあるいは各種の計画とかそういうふうなものを知つてないとうまく審査ができないといふような場合に、それぞれの関係行政機関の長に対しまして助言を求めることによつて、都道府県知事として適正な審査ができるようになります。また、消費者の需要の変化に応じまして、ある程度商品構成も変わつていくというような状況を考えますと、商品別に規制をするというところまでは大店法の体系では現実問題としてむずかしいのではないかというふうに考え、今回の改正にもそういうかつこうをとつております。

ただ、先ほど長官が御答弁申し上げましたように、実際に紛議の起きるようなケースにつきましては、商調法であつせん、調停というかつこうで対処し得るというふうに考えておるわけでござります。

○渡辺(三)委員 大体わかるのですけれども、ただ、少し中に入つて言えば、今度の改正によつて、都道府県知事の権限といいますか、第二種の場合はこれが新たに出てきたわけですね。それで、新たな制度でありますから、そういう意味で、全國的なケースといいますか、あるいは全国的な数字、こういったものについて参考意見として國の関係行政機関の長に対して助言を求めるといいますか、意見を聞くといいますが、それは確かに一般的には必要だと私は思う。

ですけれども、新しい店舗が進出をしてきて、これが許すべきかあるいはどうすべきかあるいは面積をもつと削減すべきか、こういったような内容を具体的に判断をする際に、一般的な資料といいますか、あるいは全国的な一般的な傾向といいますか、そういうものについての国機関から助言を求めるといいますか、意見を聞くといいますが、それは確かに一般的には必要だと私は思う。

○島田政府委員 お答え申します。十五条の二と十五条の三となつております。いまお尋ねの十五条の三の助言は、都道府県知事が審査をするに際しまして必要があるときは、国の関係行政機関の長に対して助言を求めることができるという規定になつておるわけ

ならない点ではないか、こういうふうに思うのであります。

したがつて、私は、助言をする際の範囲なり、助言する内容というものをやはり具体的に聞いておかなければならぬ、こういうふうに思つて御質問申し上げたわけでありまして、改めてもう一度御答弁をお願いします。

○島田政府委員 お答えいたします。

若干抽象的な答弁でございましたので、もう少し具体的に申し上げます。

十五条の三で助言を求めることができるという旨を規定した、具体的にどんな場合を想定しておるかということでございますが、都道府県知事が七条一項に基づく審査を行う場合に、あの法律の規定にありますように、周辺の人口の規模あるいはその推移、中小小売業の近代化の見通し等いろいろな事情を考慮して判断をするわけでございますが、その場合、たとえば大規模な工業団地とかあるいは住宅団地の計画がどうなつておるか、あるいは中小小売業に対する近代化的指導方針、国としてはどんな方針を立てておるか、あるいは他の都道府県の類似都市における小売業の現状はどうなつておるかというような事情というものを、うまく審査をするために知っておく必要があるということです。

○渡辺(三)委員 そこで、七条、八条の変更の動意、命令、この問題についてお伺いをしたいと思います。

これは十三日あるいは本日も重ねて法制局の見解も含めながら何回か質問され、お答えになつた内容と同じでありますけれども、私もやはりどうしてもこれは少しお聞きをしておかなければならぬというふうに思つておるのです。それで、いままでこの「減少」というものについてゼロもあり得るというふうな答弁があつてはゼロもあり得るというふうな答弁があつてはゼロもあり得るといつたところです。

りました。しかし、「減少」という文言が現実に「削減」に変わった、しかし、内容は違つてないんだ、こういうふうな御答弁があつたわけでありましたけれども、少なくとも、「減少」というものを素直に読んだ場合に、一般的の国民がどういう感じを受けるか、こういうふうな問題で、「減少」というのは誤解を非常に生じやすいというふうな考え方から「削減」にされた、こういうふうに思うのです。答弁も大体そのような答弁だったと思ひます。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

ところで、その「削減」でありますけれども、繰り返し質疑応答がなされましたようにゼロもありますが、周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、そのおそれを除去するためには、都道府県知事が必要な限度内であるならば、特に制限はない」というのは、法律的に申しますと、周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、そのおそれを除去するためには、都道府県知事が必要な限度内であるならば、特に制限はない」と考へております。したがいまして、個別ケースに即して言えども、極限として個別小売事業者の店舗面積をゼロとすることも可能であるといふふうなことがいま言われたような内容を明確に持つておる。その意味する内容、いまお答えになつたような内容、これを具体的にどう周知徹底されるおつもりですか。

○渡辺(三)委員 なぜこうすることを聞くかといいますと、「減少」であつても、「削減」であつても、こままで解釈すれば削り減らす、たとえば具体的に言えば、千平米のものを八百平米に減らす、あるいは六千平米のものを五千平米に減らす、こういふふうな削り減らすといつうふうに一般的には解釈されるのではないか。どうしてもこういう考え方を持つために、この問題については本委員会にお

いて与野党を問はず執拗に質問された内容になつておるわけです。しかし、通産当局の答弁はあるいは法制局の答弁は、われわれが一般的に受け取り解釈しているようなものではなくして、もちろん「削減」に変わった、しかし、内容は違つてないんだ、こういうふうな御答弁があつたわけでありましたけれども、ゼロもあり得るんだ、事実上の出店中止もあり得るんだ、こういう内容になつておるわけですね。そこには受け取り方の非常に大きなギャップがあると思うのです。こういうふうに指摘せざるを得ないわけです。

いま島田審議官が言われたような内容であります。しかし、その点はぜひお聞きしておきたいと思うのです。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

この現行大店法の店舗面積に関する勧告の限度と、周辺の中小小売業の事業活動に相当程度の影響を及ぼすおそれがあると認められるとき、そのおそれを除去するためには、都道府県知事が必要な限度内であるならば、特に制限はない」と考へております。したがいまして、個別ケースに即して言えども、極限として個別小売事業者の店舗面積をゼロとすることも可能であるといふふうなことがいま言われたような内容を明確に持つておる。その意味する内容、いまお答えになつたような内容、これを具体的にどう周知徹底されるおつもりですか。

○渡辺(三)委員 今回、この法律の改正法がもし国会で成立した場合には、この法律の改正の内容につきまして、当然関係するところにそれぞれ説明をし、周知徹底を図るわけでござります。それで、今回の改正では、改正条文に「減少すべき」というのを「削減すべき」というふうに条文を改正いたしておりますので、なぜそういう改正を行つたかという説明も当然十分にしなければいけない。そういう説明をする際に、いま申し上げましたように、要するに、従来の「減少」という文言では不明確であったので、それを改めて「削減」というふうに直すという趣旨は、こういうことであるということを十分に周知徹底を図るというかつこうでやつていきたいと思います。

○渡辺(三)委員 本法案の審議が始まってからは、もちろんありますけれども、その前から、私どもは、この「削減」という問題で中小の小売商の関係者から、いろいろ懇談をする中でこれについての受け取り方を具体的に聞きました。ところが、その関係者は、やはり「削減」ということは面積を若干減らす、若干という言葉がよけいだとすれば、減らす、こういうふうに受け取られておるわけで、私どもの方の同僚委員が質問をした「中止又は削減」であるとかあるいは「全部又は一部の削減」というふうな表現、それは非常に違つたニュアンスで受け取られてお

ります。ですからだめだという意見が非常に強い。もちろん何もかにも中止というようななかつこじやありませんよ。私から言うまでもなく、またそれがおそれある場合、必要な場合でありますけれども、ゼロもあり得るんだ、事実上の出店中止もあり得るんだ、こういう内容になつておるわけですね。そこには受け取り方の非常に大きなギャップがあると思うのです。逆に言えば、「減少」というものについても、ゼロがあり得たということを現実的には知らないということです。いままでこの法律の「減少」という表現も、店舗の縮小といいますか、一部面積を変えるというふうに一般的には受け取つておつた。したがつて、今度「削減」というふうに表現が変わつても、やはり同じようだけ取り方というものは、したがつて今までと変わりない。ということは、逆に言えば、「減少」というものについても、ゼロがあり得たということを現実的には知らないということです。いままで申し上げますと、いま私の方の県でも大型店舗の進出に伴つて幾つかの場所でずっと長い間紛争が続いておるわけです。そして商調協がいままで相当長い期間にわたつてこの問題を取り扱つて、まだ結論が出されていないわけですから、も、現にこの商調協の委員になつておる人々に、この「削減」という表現をどういうふうに考へるか、どういうふうに解釈するかということを開いて、いままでと変わりないのじやないですか。これは店舗面積を若干減らす、その点でお茶を濁されただけではないですか、こういうふうな言い方を現実にはしておる。

したがつて、この点については、繰り返し審議官からも法制局からも御答弁をいたしておるのではありますけれども、一般的には、やはり「削減」ということは面積を若干減らす、若干という言葉がよけいだとすれば、減らす、こういうふうに受け取られておるわけで、私どもの方の同僚委員が質問をした「中止又は削減」であるとかあるいは「全部又は一部の削減」というふうな表現、それは非常に違つたニュアンスで受け取られてお

るのが一般だ、こういうふうに思うのですね。法律用語としては、「全部又は一部」というふうに書くことが差しわざあるのですか、どうなんですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

解釈に関しましては、先ほどお答えいたしましたような解釈でございますが、これを条文の規定としてどのように表現するかということになりまして、従来の立法例等々そういうものとの関係もござりますので、法制局の審査を経まして、そして法律の通常の用語例にならって規定をしておるわけでございまして、その通常の用語例としては、いま改正案として御提出しているような表現でお願いをしておるわけでございます。

ただ、意味するところは、先ほど御説明しましたような解釈であることを重ねて申し添えさせていただきます。

○渡辺(三)委員 そうしますと、周知徹底をどう具体的になされるのかというふうな質問でお答えをいたいたわけありますけれども、もうちょっとだけ時間をいただいて少し具体的に申し上げますが、たとえば新たに設けられる都道府県の大規模小売店舗審議会であるとか、あるいは現実に基本的にはこれまでと同じような機能を果たしていかなければならぬ商調協であるとか、こういったところで、この「削減」という法律用語をわれわれ委員が一般的に受け取ったような内容で解釈をされるというおそれの方がむしろ強い、私は現実にそういうのです。そういうふうに受け取る危険性が非常にあると思うのです。

先ほど審議官は、「減少」が「削減」になつたという意味は、より法律用語を明確にするために、わかりやすくするために、混乱を生じないようになります。そこで直したといふつしやる。ですから、それは関係団体、関係機関には、法律改正に伴つてなぜこういうふうになつたかという説明の中で明確に周知徹底なさる、こういうふうに言われておるわけです。その場合に、繰り返すことになりますけれども、この審議会あるい

は商調協などでもそろは受け取られないだろうといふうに私は現実に心配をしますから、そういうふたところにも、この「削減」という意味はこういう意味なんですよということを周知徹底なさるおつもりですか。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

この法律の運用に実際関係する人が法律の解釈について正確な理解がないものでは非常に困りますので、法律の内容というものを正確に理解していくたまくように私の方としては努力をする、また、手だてを尽くしたいというふうに考えております。

○渡辺(三)委員 しつこいようですけれども、重ねてお伺いするのですが、一般的にはそれを周知徹底なさるということはわかりました。わかりましたが、たとえばの例で、それだけではもちろんないと思いますけれども、たとえばというふうに私が例示をいたした都道府県の審議会であるとかあるいは現に紛争議が起きてそれを解決するために機能しておる商調協、これは数はたくさんになると思いますが、現に紛争議が起きてそれを扱つておる商調協、そういうところには特に徹底をしてその内容 解釈を周知なさる、こういうことです。か。もっとほかにも方法は幾つもあると思いますよ。しかし、現に私は二つの例を挙げている。

○島田政府委員 お答え申し上げます。

○橋口委員長 次回は、明十七日火曜日午前十時理事会、午前十時三十分委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会

